

京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の改正並びに京都府地球温暖化対策推進計画の見直し及び京都府再生可能エネルギーの導入等促進プランの策定について

2025年7月8日（火）
京都府総合政策環境部
脱炭素社会推進課

目次

- | | |
|--------------------------|--------------|
| 1 条例・計画の見直しスケジュール | p 3～ |
| 2 前回の部会での御意見等 | p 7～ |
| 3 これまでのまとめ | p 18～ |
-

条例及び計画の見直しに向けた検討

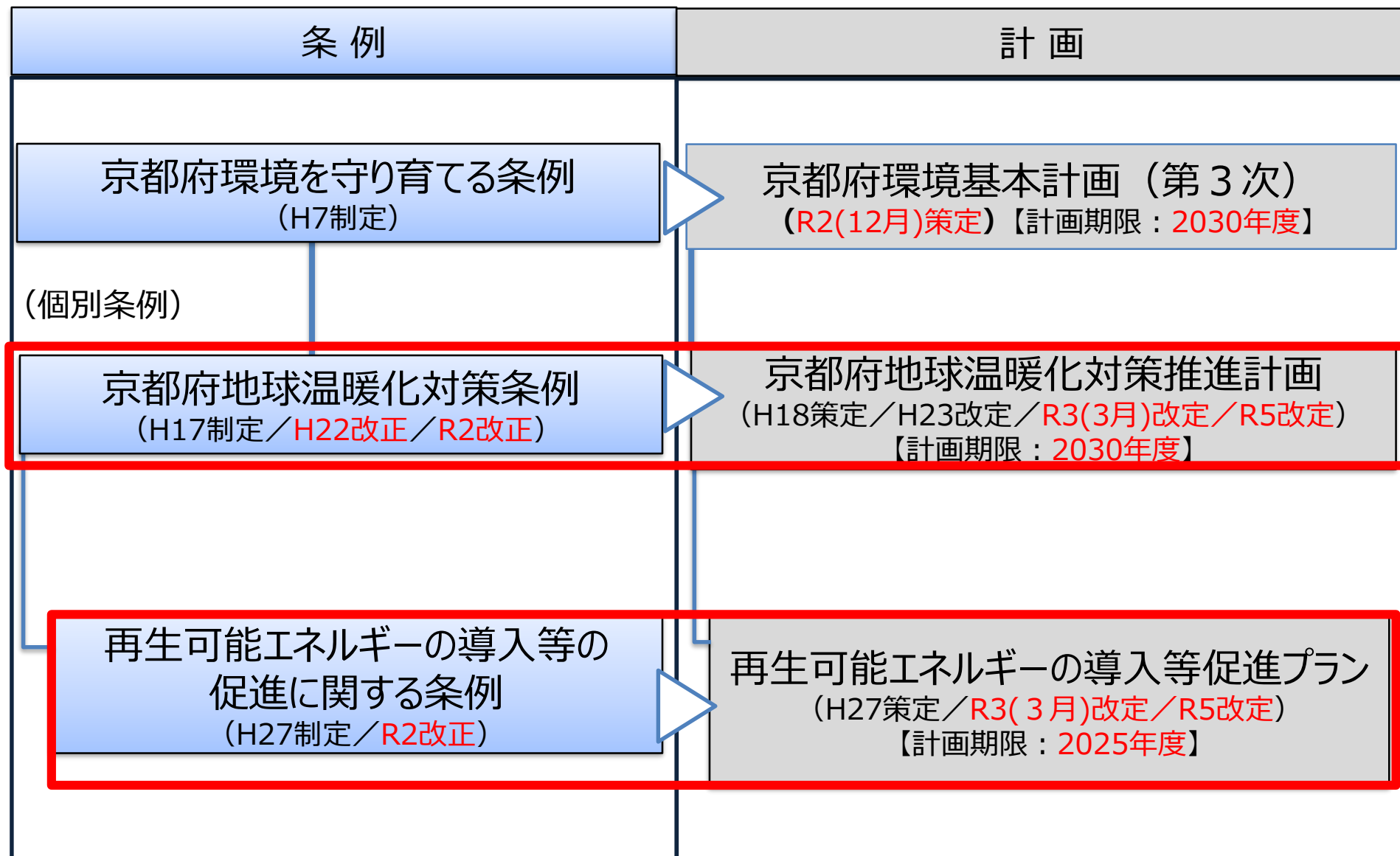
1 条例・計画の見直しスケジュール

今後のスケジュール（案）

4

時期		概 要
①	R6. 11.25	◆ 諮問（温対計画・再エネ条例） ◆ 温対条例・計画の概要と施策の実施状況報告 ◆ 計画の見直しについて（説明）
②	R7. 2.25	◆ 諮問（温対条例） ◆ 条例・計画見直しについて ・ 温対条例・計画の見直し
③	R7. 3.24	◆ 条例・計画見直しについて ・ 温対条例・計画の見直し ・ 再エネ条例の見直し
④	R7. 4.30	◆ 条例・計画見直しについて ・ 適応策／横断的取組 ・ 再エネプラン検討状況（報告）
⑤	R7. 5.13	◆ 条例・計画見直しについて ・ 温対条例概要案 ・ 再エネ条例概要案 ・ 温対計画概要（素案）
6月議会 条例概要報告		
本日 ⑥	R7. 7.8	◆ 条例・計画の見直しについて ・ 温対条例・再エネ条例（案） ・ 温対計画・再エネプラン（案）

時期		概 要
⑦	R7. 7.29	◆ 条例・計画の見直しについて ・ 温対条例・再エネ条例 骨子案 ・ 温対計画・再エネプラン 概要案
⑧	R7. 8	◆ 条例・計画の見直しについて ・ 温対計画・再エネプラン
9月議会 温対条例・再エネ条例 骨子案報告 温対計画・再エネプラン 概要案報告		
温対条例・再エネ条例 パブリックコメントの実施		
⑨	R7.10	◆ 条例・計画の見直しについて ・ 温対条例・再エネ条例 → 答申 ・ 温対計画・再エネプラン 中間案
12月議会 温対条例・再エネ条例 最終案議決 温対計画・再エネプラン 中間案報告		
温対計画・再エネプラン パブリックコメントの実施		
⑩	R8.1	◆ 計画の見直しについて ・ 温対計画 最終案 → 答申 ・ 再エネプラン 最終案（報告）
2月議会 温対計画 最終案議決 再エネプラン 最終案報告		



前回（5.13）までのご意見を踏まえ、各項目について議論

➡条例及び温対計画見直し案を提示



①温暖化対策等に係る重点施策（案）

「家庭部門」「産業・業務部門」「運輸部門」「エネルギー部門」「横断的取組」での取組強化

②温対条例・再エネ条例改正（案）

温対条例：目標数値の追加等及び項目の追加、再エネ条例：時限付き規定の延長

③温対計画（案）

温対計画の全体像

④再エネプラン（案）

再エネプランの全体像



これらについて、広く御意見をいただきたい

2 前回の部会での御意見等

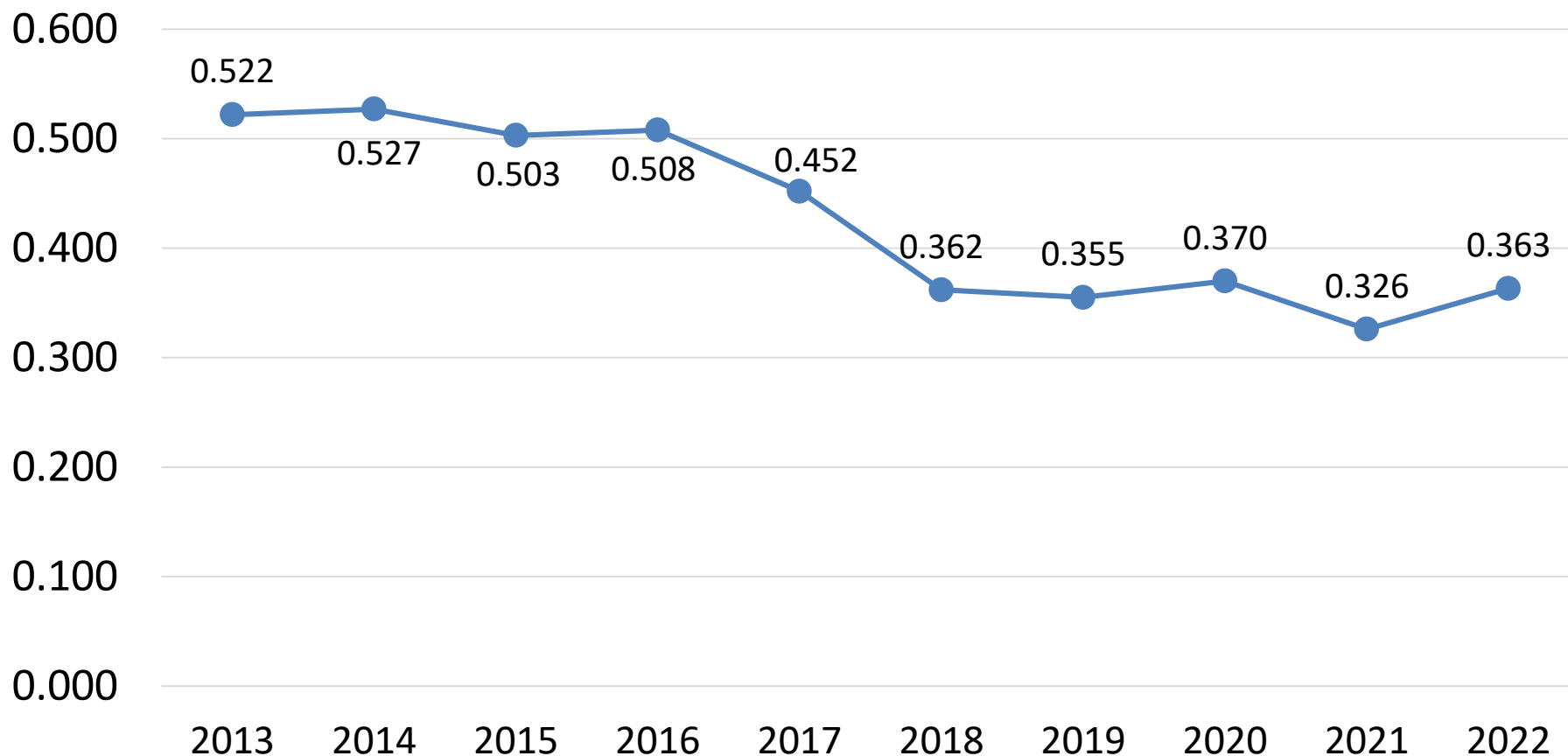
主な御意見	今後の対応
家庭部門の対策 - 排出係数の推移や府民の削減努力などの現状を分析し、課題・対策等の検討を - どの施策が最も効果的かを分析して、網羅的ではなく優先順位をつけて検討を - 府民の取り組むべきことやその理由、取組効果がイメージしやすい形で検討を - 行動変容にあたってはインセンティブ設計の検討を - 行動変容の発信にあたって、高校生・大学生等が主体となって実行していくためのサポートを	⇒ 排出係数の推移や、家庭部門のエネルギー使用量について情報整理 ⇒ 重点施策・取組を明確化 ⇒ 府民へのアプローチに当たっては、具体的取組・理由・効果を意識した施策を検討 ⇒ 具体施策検討 ⇒ 中間支援組織等と連携し、高校生・大学生等が主体の取組をサポート
産業・業務部門の対策 CFP算定のみならず、CFP削減に向け、サプライヤーだけでなく発注側への意識啓発を	⇒ 消費者を含む、サプライチェーンにいる各主体への情報発信等による意識啓発の実施を検討
その他 グリーンアンモニアについては、京都府内で活用用途が不明確であり、記載することは違和感	⇒ 不断の見直しの際に引き続き検討

現在のエネルギー消費量について～基礎排出係数の推移～

9

- 基礎排出係数は低下傾向であり、府の温室効果ガス排出量削減に寄与している。
- 他方で、削減効果が排出係数によるものか、エネルギー消費量によるものかについての分析は重要。

基礎排出係数 [kg-CO₂/kWh]



※小売電気事業者宛て府内への電気販売量を照会し、加重平均をとり算出。（2023は算定中）

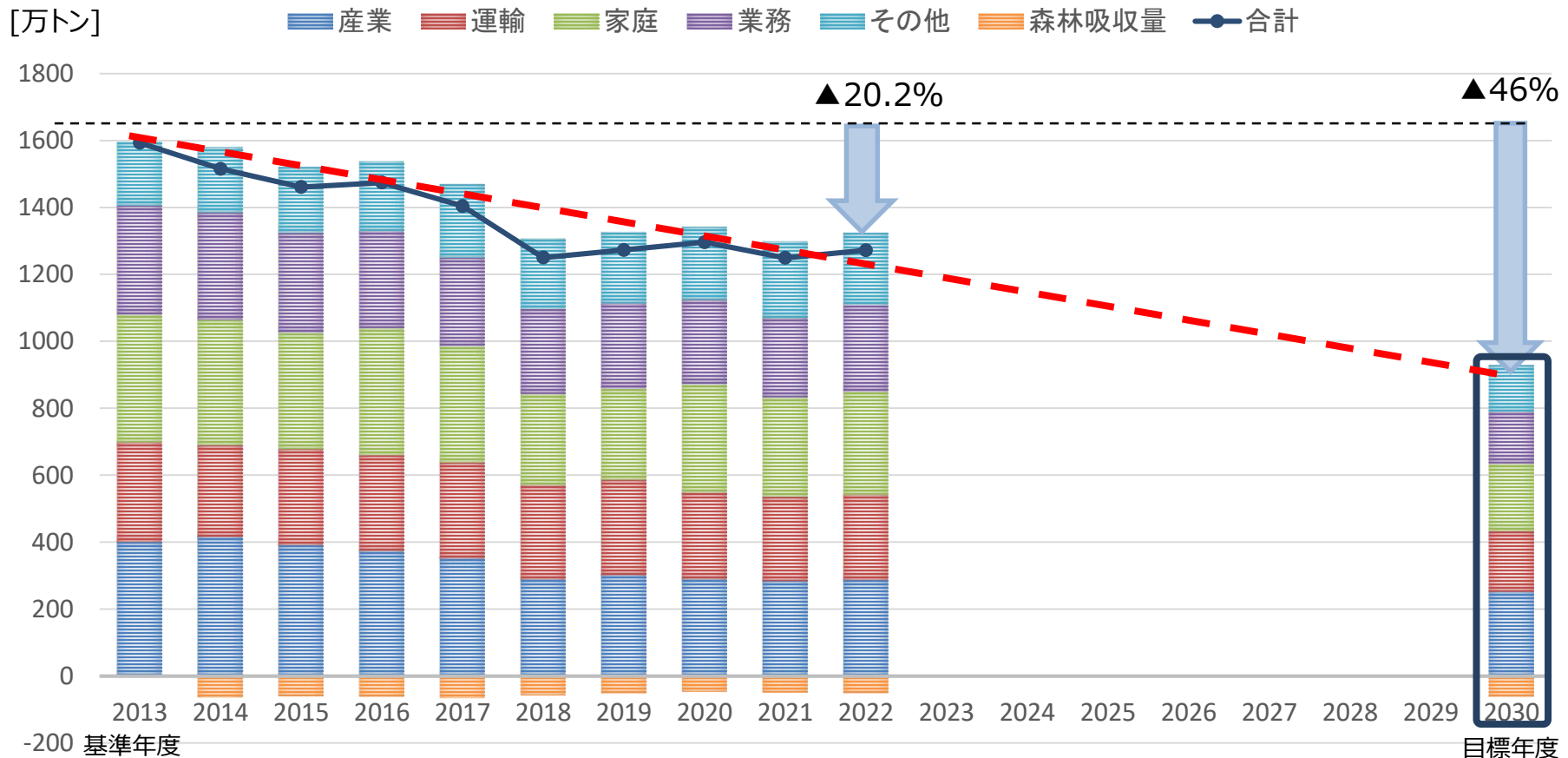
現在のエネルギー消費量について～府の温室効果ガス排出量～

10

- 京都府の**2022年度の温室効果ガス排出量は、1,272万t-CO₂**
(前年度比では 1.8% (23 万トン) の増加)

- 基準年度である2013年度総排出量比で**20.2%減少**

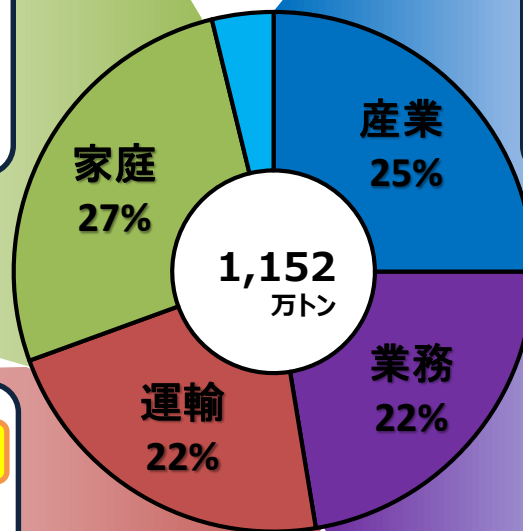
→ 2030年度目標 (2013年度比46%以上) に対して、**概ね減少傾向にはあるが、順調な削減とは言い難く**、2030年度の目標達成に向け、より一層の取組を進める必要がある。



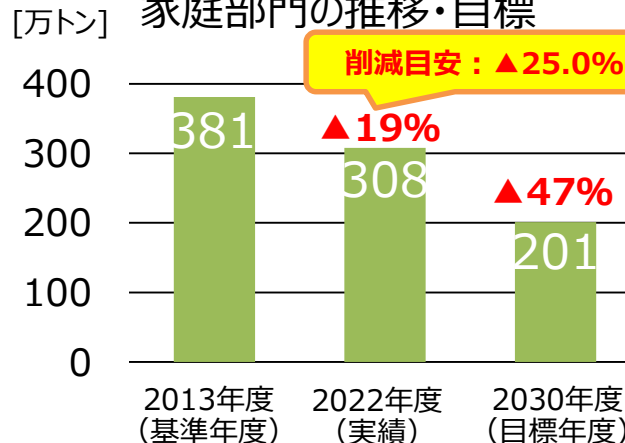
現在のエネルギー消費量について～部門別の温室効果ガス排出量～

11

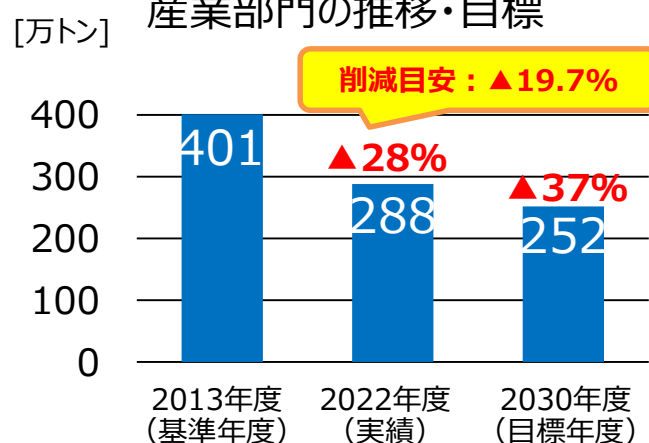
2022年度の 府内排出実績 ※エネルギー起源のみ



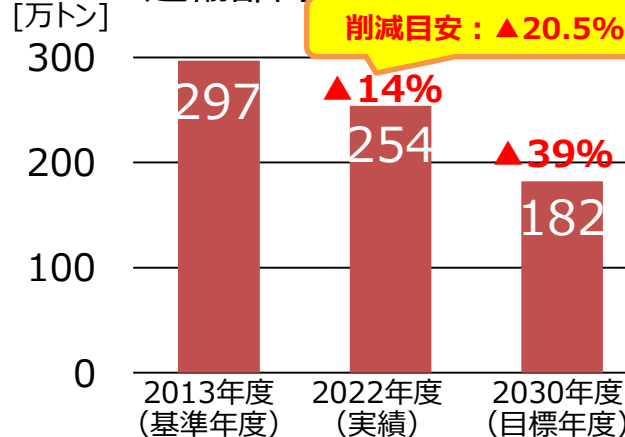
家庭部門の推移・目標



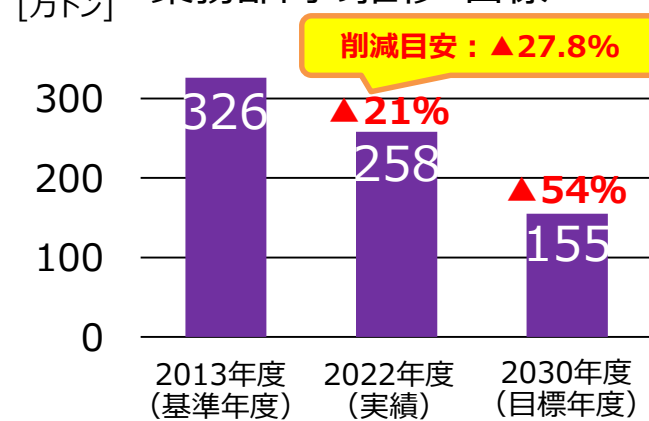
産業部門の推移・目標



運輸部門の推移・目標



業務部門の推移・目標



※削減目安とは、2013年度から2030年度の目標年度に向け、毎年均等に削減すると想定した場合の当該年度における割合

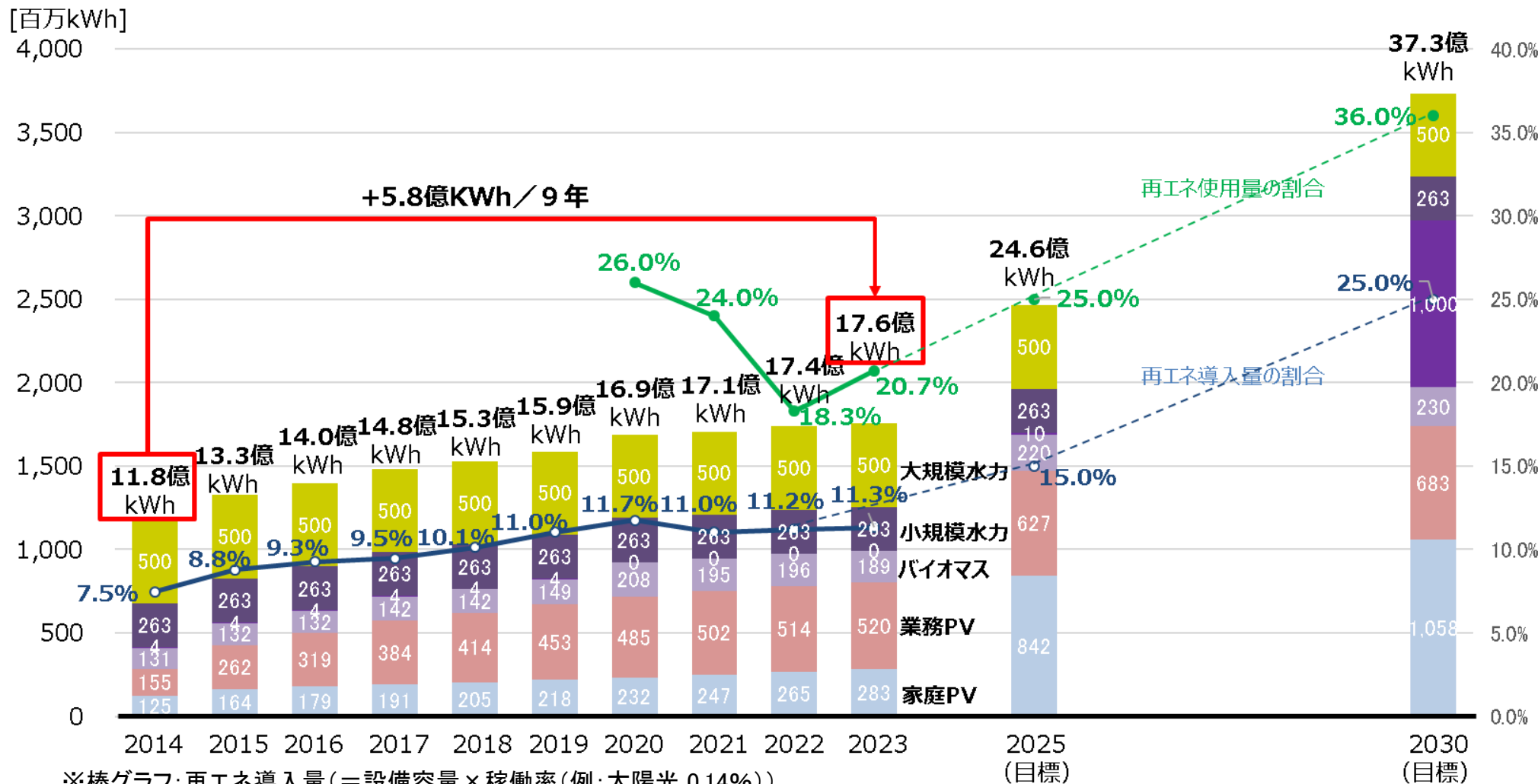
現在のエネルギー消費量について～府内の再エネ導入量の推移等～

12

● 温室効果ガス排出量の2030年度46%以上の削減に向けて、再エネの加速的な導入が必要

<再エネ導入量> 目標：25%以上（2030年度） 実績：11.3%（2023年度）

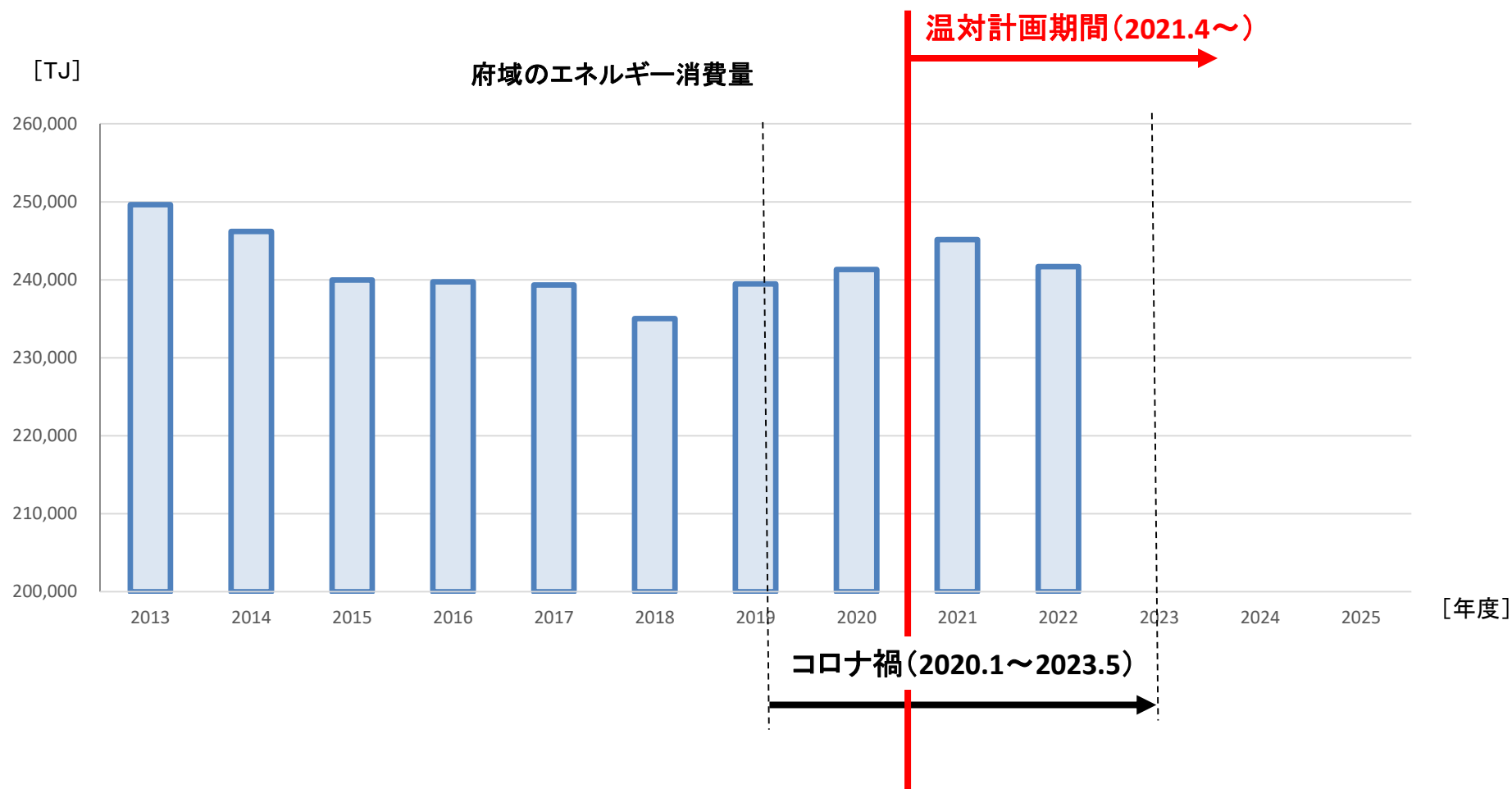
<再エネ使用量> 目標：36～38%（2030年度） 実績：20.7%（ ）



現在のエネルギー消費量について～府のエネルギー消費量の推移～

13

- 現行の京都府地球温暖化対策推進計画は2021年度から開始
- コロナ禍によるライフスタイルの変化等による社会変動は大きく、府域のエネルギー消費量は増加傾向

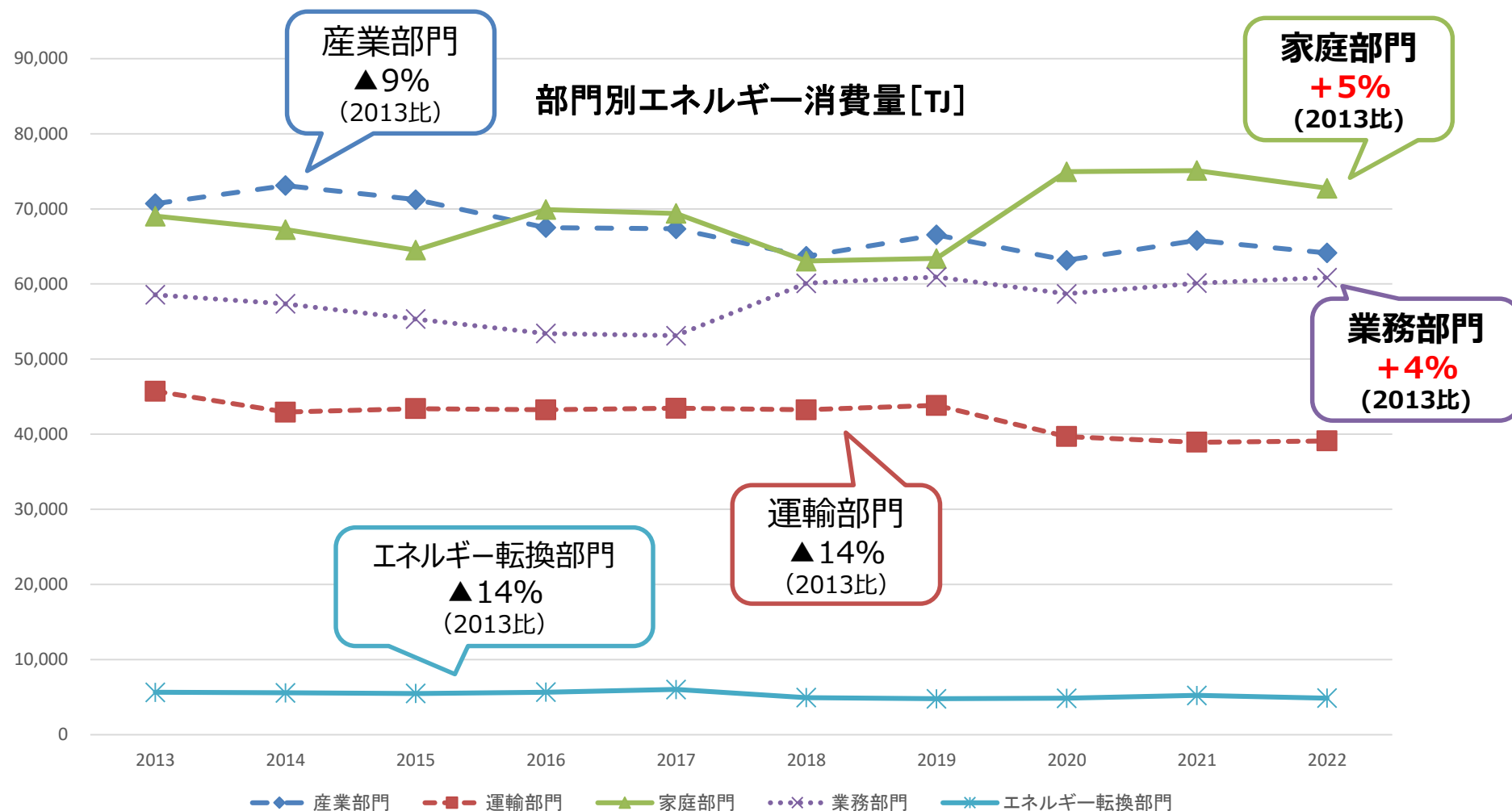


※京都府の温室効果ガス排出量算定時に使用しているデータから算出

現在のエネルギー消費量について～部門別推移～

14

- 産業部門・運輸部門・エネルギー転換部門においては、減少傾向
- 家庭部門・業務部門については変動が大きく、2013年度に比べ2022年度は増加



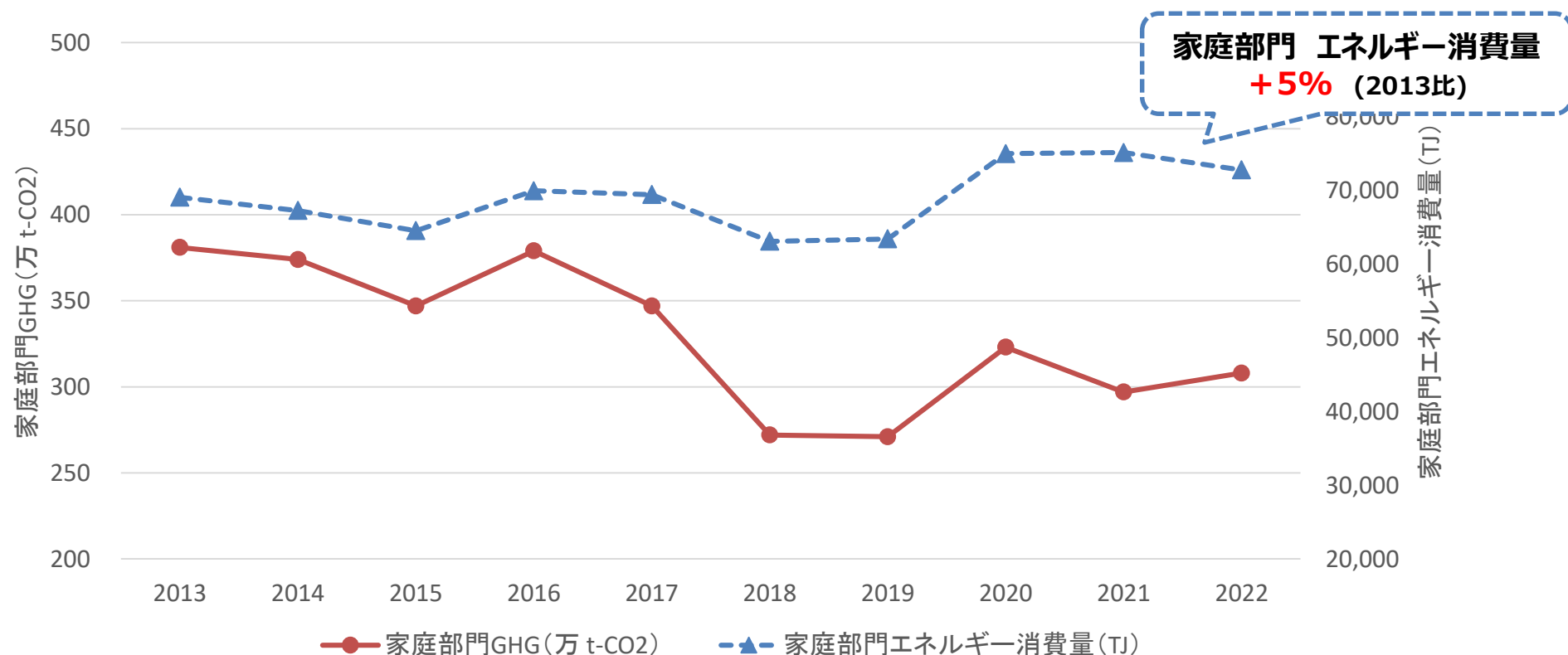
※京都府の温室効果ガス排出量算定時に使用しているデータから算出

現在のエネルギー消費量について～家庭部門推移～

15

- 家庭部門におけるエネルギー消費量は、増減しながらも、2019年度には2013年度の消費量を下回っていたところ、2020年度のコロナ禍での在宅時間の増加、テレワークの増加等ライフスタイルの変化により、2022年度では、2013年度よりもエネルギー消費量は5%増加している。

家庭部門における温室効果ガス(GHG)排出量とエネルギー消費量の推移

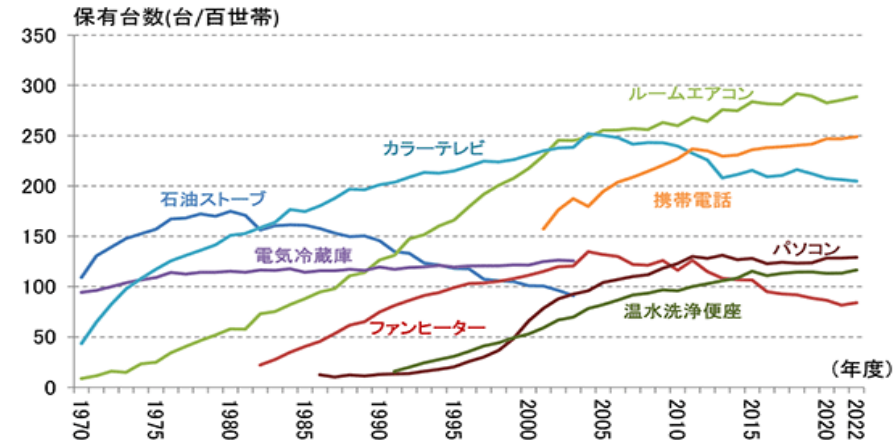


※京都府の温室効果ガス排出量算定時に使用しているデータから算出

現在のエネルギー消費量について～増加要因について（家庭部門）～ 16

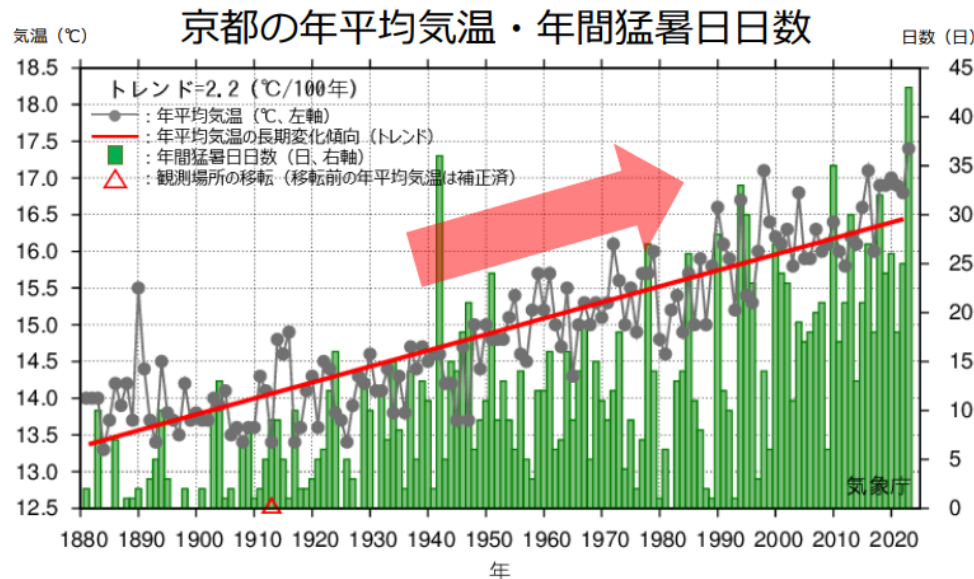
家庭部門におけるエネルギー消費量が増加している要因について以下が考えられる。

- 生活の利便性・快適性を追求するライフスタイルの変化（家電の多様化、保有台数・使用時間の増加）
- 在宅業務の増加・定着
- 世帯の単身化の進行による世帯数の増加
- 猛暑日等の増加に伴う空調使用時間の増加

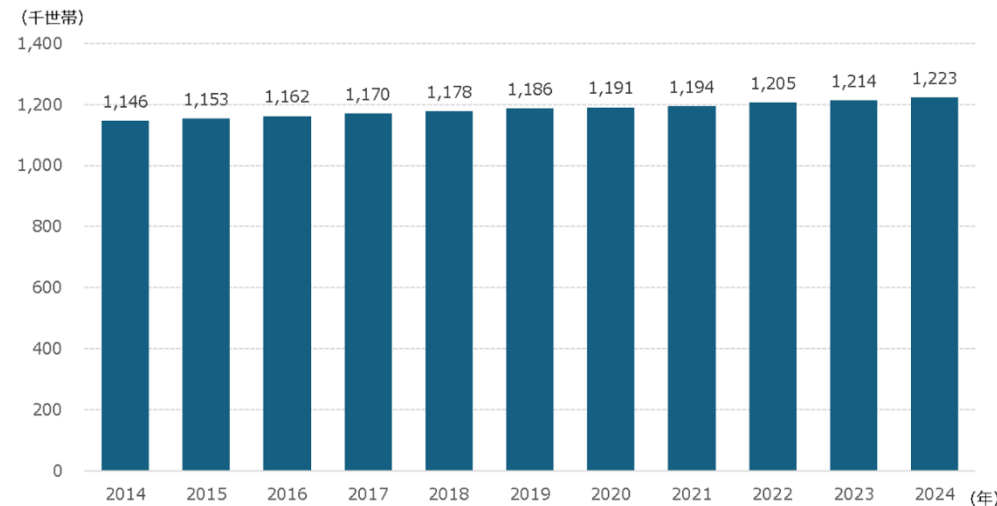


家庭用のエネルギー消費機器の保有状況の推移

出典：資源エネルギー庁「エネルギー白書2024」



出典：京都地方気象台「京都府の気候変動」



京都府の世帯数の推移

出典：京都府推計人口

- 我が国では、人口の減少や省エネルギーの浸透などにより、2007年度以降、電力需要が減少傾向にあったが、今後、D XやG Xの進展により、電力需要が増加に転じることが見込まれている。また、生成A Iの登場により拡大が見込まれるデータセンター、重要な戦略物資である半導体、鉄鋼や化学などの素材産業といった将来の成長産業は、いずれも国際的に遜色ない価格で安定した品質の脱炭素エネルギー供給を必要としている。
(引用元：第7次エネルギー基本計画)
- ➡ 2050年カーボンニュートラル達成のためには、これらエネルギー需給量を踏まえたうえで、更なる温室効果ガス排出量の削減を図っていく必要がある。



京都府は、2050年カーボンニュートラルに向け、市町村、事業者、府民等と連携し、

- ◆ 様々な分野での省エネ推進（エネルギー消費量を低減）
- ◆ 最大限の再生可能エネルギーの導入（電力排出係数の低減を図る）

を進めていくことが重要

3 これまでのまとめ

条例及び計画の見直しに向けた検討

- ✓ 論点 1 : 温対条例・計画の見直しについて ～取組の検討～
- ✓ 論点 2 : 温対条例・再エネ条例の見直しについて（案）
- ✓ 論点 3 : 温対計画の見直しについて（案）
- ✓ 論点 4 : 再エネプランの見直しについて（案）

3 これまでのまとめ

条例及び計画の見直しに向けた検討

- ✓ 論点 1 : 温対条例・計画の見直しについて ～取組の検討～
- ✓ 論点 2 : 温対条例・再エネ条例の見直しについて（案）
- ✓ 論点 3 : 温対計画の見直しについて（案）
- ✓ 論点 4 : 再エネプランの見直しについて（案）

◆ 2050年頃の将来像

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会

京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」や地域資源を最大限に活用し、脱炭素の時代を切り拓くイノベーションを創出するとともに、脱炭素への挑戦を通じて、さらに京都の「豊かさ」を発展させ、「豊かさ」の価値を再創造し、育み続けていく持続可能な社会の構築

◆ 2040年頃の将来像

府環境基本計画（案）

府総合計画

New

ウェルビーイングの向上と環境との共生による安心・安全が実感できる社会

◆ 施策の基本的な考え方

● 環境・経済・社会の好循環の創出による質の高い暮らしの実現

環境を軸とした環境・経済・社会の好循環を図るとともに、GXの推進等による質の高い暮らしの実現

● 府民の幸福と安心・安全を図る緩和策及び適応策を両輪として推進

地球温暖化緩和対策だけでなく、熱中症予防対策等適応策も推進

● 徹底した省エネ・再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を推進

徹底した省エネルギー、再エネ導入・利用の標準化の促進

● GX投資等を通じた脱炭素ビジネスや脱炭素技術の普及を推進

経済サプライチェーン全体での取組支援や新技術等への支援・推進を実施することで、企業の競争力強化による地域産業の持続可能性向上

● 全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化

価値観や生活パターンの見直しを見据え、府民・事業者等、各主体が意識改革を図り、脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促す

- 京都府地球温暖化対策条例及び京都府地球温暖化対策推進計画の見直しには、2040年頃の将来像「ウェルビーイングの向上と環境との共生による安心・安全が実感できる社会」の実現のため、「**家庭部門**」、「**産業・業務部門**」、「**運輸部門**」、「**エネルギー部門**」の4つの部門ごとと、**緩和策・適応策に係る横断的取組**にも、**重点施策を追加**。

○2040年頃の将来像の実現のための主な施策

□：条例事項 ■：計画事項

家庭部門

- 府民によるエネルギー使用量把握の義務化【努力義務】
- 上記努力義務に対する京都府の支援
- 脱炭素行動変容を図る府民運動(仮称)WE DO KYOTO！Plusの推進

産業・業務部門

- 多様な主体が参画し、脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場の創設等を通じた、府内企業の脱炭素経営支援
- カーボンフットプリント（CFP）算定モデルの作成等を通じた、府内企業の競争力向上

運輸部門

- 集合住宅におけるEV充電器設置を促進
- 府有施設をはじめとした公共施設等へ民間活力を活用したEV充電器設置を促進

エネルギー部門

- 企業等へのPPAモデル普及促進
- 府内企業の再エネ電力調達支援
- 卒FIT・非FIT電源を活用した地産地消の推進
- 地域のレジリエンス向上に資する再エネ導入支援
- 次世代型太陽電池の早期普及・普及拡大
- 再エネ導入を促進する中間支援体制の強化

横断的取組

- 市町村との連携強化…府が連携の起点となり、連携の取組の強化や人材育成支援、市町村間のネットワークを広げることで、市町村をはじめとする住民・企業・団体の積極的な取組を後押し
- 中間支援組織の強化…京都府地球温暖化防止活動推進センターを中心とした体制による、コーディネーターの役割や普及啓発活動等を強化

- 京都府地球温暖化対策条例及び京都府地球温暖化対策推進計画の見直しには、2040年頃の将来像「ウェルビーイングの向上と環境との共生による安心・安全が実感できる社会」の実現のため、「**家庭部門**」、「**産業・業務部門**」、「**運輸部門**」、「**エネルギー部門**」の4つの部門ごとと、**緩和策・適応策に係る横断的取組**にも、**重点施策を追加**。

○2040年頃の将来像の実現のための主な施策

□：条例事項 ■：計画事項

家庭部門

- 府民によるエネルギー使用量把握の義務化【努力義務】
- 上記努力義務に対する京都府の支援
- 脱炭素行動変容を図る府民運動(仮称)WE DO KYOTO！Plusの推進

産業・業務部門

- 多様な主体が参画し、脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場の創設等を通じた、府内企業の脱炭素経営支援
- カーボンフットプリント（CFP）算定モデルの作成等を通じた、府内企業の競争力向上

運輸部門

- 集合住宅におけるEV充電器設置を促進
- 府有施設をはじめとした公共施設等へ民間活力を活用したEV充電器設置を促進

エネルギー部門

- 企業等へのPPAモデル普及促進
- 府内企業の再エネ電力調達支援
- 卒FIT・非FIT電源を活用した地産地消の推進
- 地域のレジリエンス向上に資する再エネ導入支援
- 次世代型太陽電池の早期普及・普及拡大
- 再エネ導入を促進する中間支援体制の強化

横断的取組

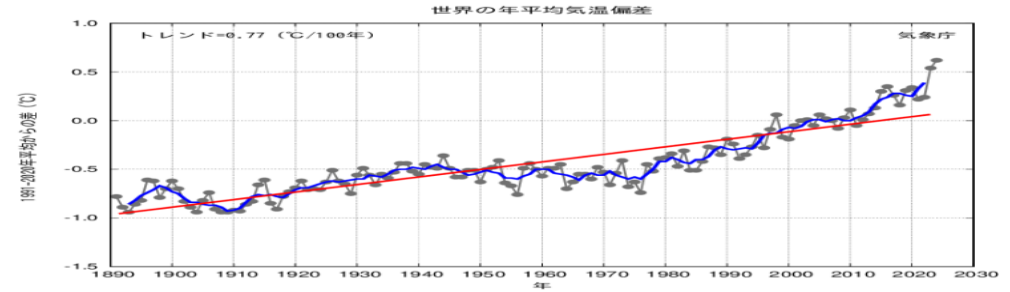
- 市町村との連携強化…府が連携の起点となり、連携の取組の強化や人材育成支援、市町村間のネットワークを広げることで、市町村をはじめとする住民・企業・団体の積極的な取組を後押し
- 中間支援組織の強化…京都府地球温暖化防止活動推進センターを中心とした体制による、コーディネーターの役割や普及啓発活動等を強化

- 京都府の年平均気温は、100年あたり約2.0℃の割合で上昇

世界

100年あたり
0.77℃の割合で上昇

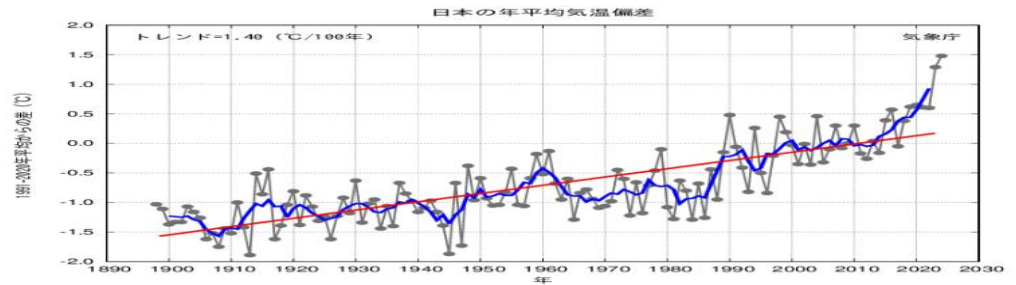
出典）気象庁「気候変動監視レポート2024」



日本

100年あたり
1.40℃の割合で上昇

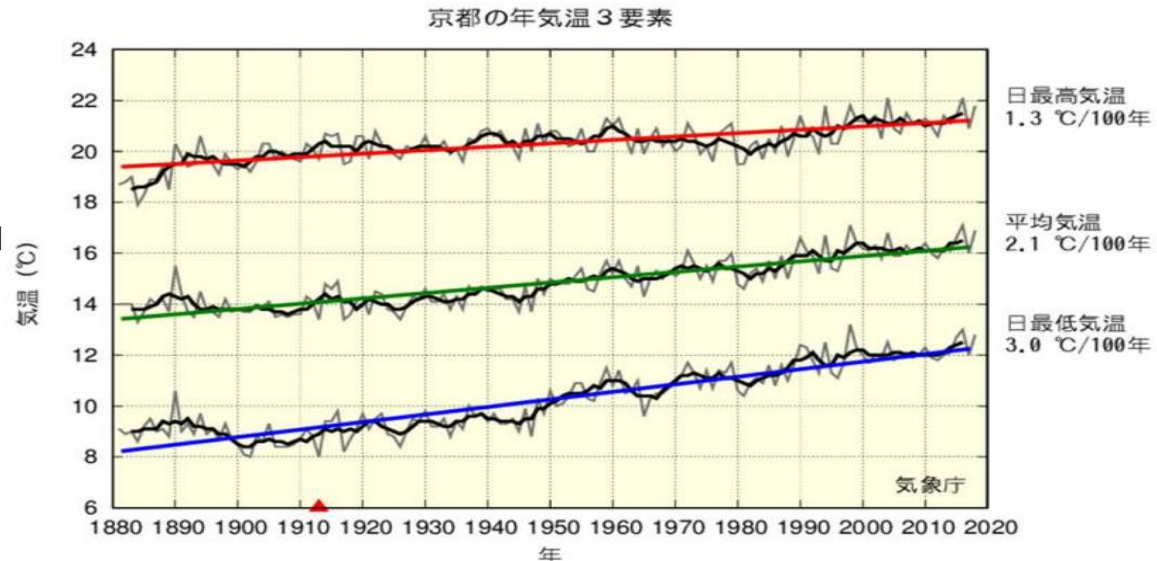
出典）気象庁「気候変動監視レポート2024」



京都

100年あたり
約2.0℃の割合で上昇

出典）京都気象台「京都府の気候変動（気温）いま」



- 近年の急激な気候変動に対して、対策を一層進めるためには、**府の取組推進とともに、府民一人ひとりの府民運動的な機運醸成と取組推進が必要**。
- そのためには、気候変動問題や省エネ・再エネに府民一人ひとりが関心を持つことによって、脱炭素意識の向上や行動変容を促し、そうした一人ひとりの意識の向上等が多くの府民に波及し大きなうねりとなることで、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた社会の変革・機運醸成に繋げていく。

気候変動に関する府による情報発信を通じたきっかけ作り

気候変動問題に対する意識醸成
(地球温暖化・異常気象の増加・生態系への影響等)

府民

その先の行動に移すための
支援を府が実施

府民によるエネルギー使用量の把握を通じたきっかけ作り

省エネ・再エネに対する意識醸成
(省エネの重要性・再エネ活用の有効性等)

エネルギー使用量の把握に対する府の支援

- エネルギー使用量の把握のためのツール提供
(京都府版環境家計簿、脱炭素行動アプリ など)
- エネルギー使用量や消費量の削減につながる手法の啓発
(省エネ家電への買替、クールビズ・ウォームビズの実施、食品ロスの削減 など)
- 生活の質の向上に繋がる情報提供
(住宅の断熱化、太陽光発電設備・蓄電池の導入、積極的な公共交通・自転車・徒歩移動 など)

我慢を強いるのではなく、
健康にも、家計にも、
地球にも優しい省エネを！

脱炭素行動に対する府の支援等 R7年度脱炭素社会推進課予算約13億円

令和6年度に環境省の地域脱炭素推進交付金（重点対策加速化事業）（5箇年合計約12.6億円、R6～R10）を受け、府民の太陽光発電設備と蓄電池の導入等を支援。今後も国予算も活用しながら、府民の脱炭素行動の幅広い支援を実施。

省エネ

- 住宅の断熱化（改修）
- ZEH住宅の新築・購入
- エコキュート、エネファーム 導入
- 省エネ・節電相談 等

再エネ

- 太陽光発電＋蓄電池の導入（市町村連携）
- ゼロ円ソーラー、太陽光発電設備等共同購入
- 京都再エネコンシェルジュによる 再エネ導入相談支援
- ZEH住宅の新築・購入 等

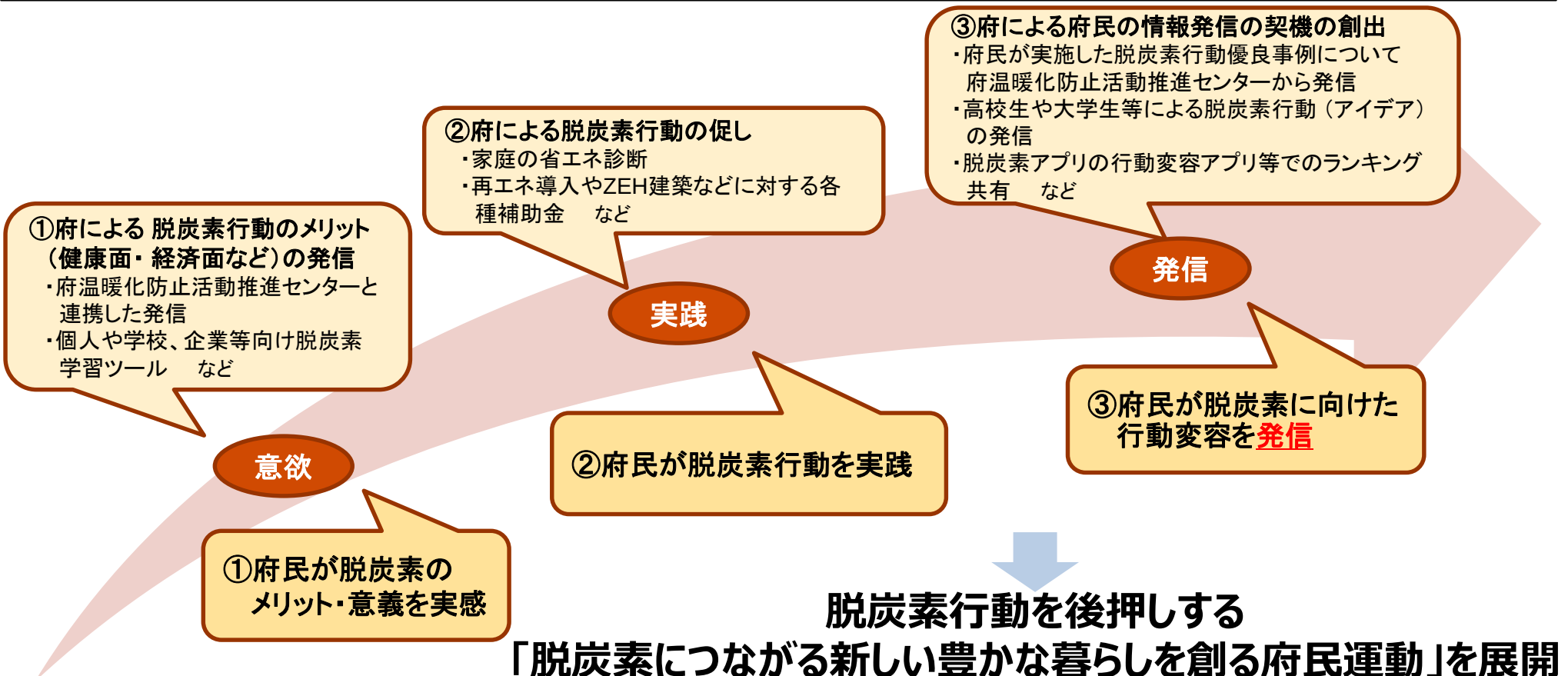
- 府民の意識醸成には、環境問題を自分事として捉えていただく取組や具体的な行動をはじめめるきっかけとなる取組が必要なところ、これまでの施策や取組に加えて、**ほとんどの府民が利用する電気やガスなどのエネルギー使用量の把握が効果的**
- 京都府地球温暖化対策条例においても、省エネ機器等の優先使用や自動車運転時のエコドライブ、再配達の削減などの努力義務規定があるが、**エネルギー使用量の把握を新たに努力義務とすることで、多くの府民の脱炭素意識の向上と行動変容のきっかけに繋げる**

京都府温暖化対策条例における府民に対する（努力）義務規定

第5条	府民の責務・・・・・・・・・・・・・・・・	総則的な規定
第27条第1項	建築物等の緑化【努力義務】	個別規定
第33条第1項	公共交通機関・自転車の利用【努力義務】	
第33条第2項	エコドライブ【努力義務】	
第34条	アイドリングストップ【義務】	
第37条第1項	電気自動車等の購入【努力義務】	
第40条第2項	再配達の削減【努力義務】	
第41条第1項	省エネ機器等の優先使用【努力義務】	
第41条第2項	電気機器等・水道水の適切使用【努力義務】	
第44条	再エネ優先利用【努力義務】	
第48条第1項	環境物品等の購入等の促進【努力義務】	
第49条第1項	廃棄物の発生抑制等【努力義務】	
第50条	森林の保全・整備、府内産木材利用【努力義務】	
第51条第2項	気候変動適応に関する情報収集・知識及び技能の習得【努力義務】	
第54条	国際協力の推進【努力義務】	

新たに多くの府民が日常生活の中で利用する**エネルギー使用量の把握を努力義務として規定**

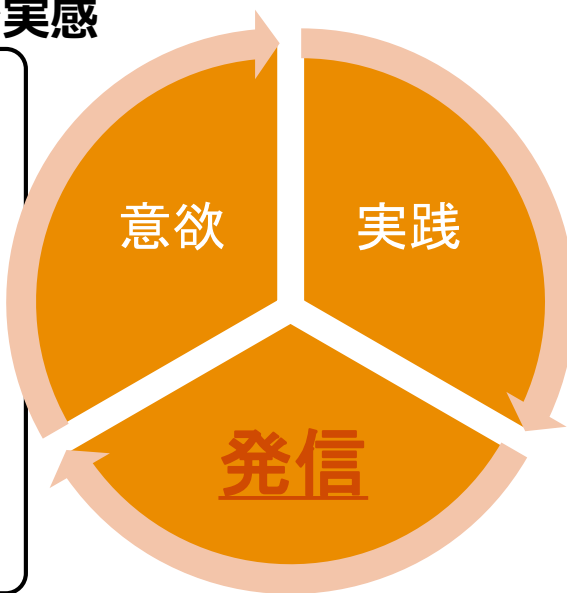
- 府民の日常生活におけるエネルギー使用量把握の努力義務などをきっかけに、脱炭素意識を高めたとしても、「どう行動すればよいのか情報が不足している」（29頁）と思っている府民に対しては、具体的な行動への後押しが必要。
- 府の後押しにより府民が脱炭素行動を実践し、またこれらの行動が豊かな暮らしにつながることを府民が実感・発信することにより、どのように行動を起こせばよいかわからない層や関心のない層への実践例につながることで、新たな実践のきっかけに。
- この動きが大きくなることで、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る府民運動」へ。



- 府民の日常生活におけるエネルギー使用量の把握を通じて、①ライフスタイル変革のための府民の意欲向上、②脱炭素行動の実践、③行動変容の発信等の取組を、脱炭素行動への実践を図る府民運動「（仮称）WE DO KYOTO! Plus」として一体的に推進し、家庭の排出量削減と府民の質の高い暮らしを実現。

①府民が脱炭素のメリット・意義を実感

- ▶現在の一般的に利用できるツール
 - ・省エネポータルサイト（エネ庁）
 - ▶京都府のこれまでの取組
 - ・京都府地球温暖化防止活動推進センターによる発信
 - ・ZEH・断熱リフォームの配付
 - ・建築士による新築時の再エネ導入に関する情報提供義務
 - ・ZEH住宅体験会
 - ▶京都府のこれからの取組
 - ・個人や学校、企業等向け脱炭素学習ツール作成
 - ・脱炭素行動変容アプリを契機とした意識の向上
- 住宅の環境性能向上による負担軽減や災害時のエネルギー確保、熱中症対策等による**生活の質の向上を訴求**



②府民が脱炭素行動を実践

- ▶現在の一般的に利用できるツール
 - ・検針票、電気代・ガス代から把握
 - ・HEMS(ヘムス)、スマートメーターの設置
 - ・住宅省エネ2025キャンペーン（国交省、経産省、環境省）
 - ▶京都府のこれまでの取組
 - ・インターネット環境家計簿
 - ・家庭の省エネ診断
 - ・省エネ家電購入キャンペーン
 - ・ZEH補助金、再エネ補助金、スマート・エコハウス促進融資
 - ・エコドライブコンテスト
 - ▶京都府のこれからの取組
 - ・補助金等との連携や内容見直し等の実施により、**環境家計簿等の更なる活用を推進**
 - ・脱炭素行動変容アプリと連携した行動促進
 - ・京都府地球温暖化防止活動推進員・再エネコンシェルジュ等専門家によるデコ活相談支援
 - ・CFP算定製品を通じた府民への環境教育、環境配慮商品の選択肢提供
- ツールでエネルギー使用量等を把握するとともに、脱炭素行動アプリ等による**インセンティブ付与**、専門家により**脱炭素行動のパッケージ支援**

③府民が脱炭素に向けた行動変容を発信

- ▶京都府のこれからの取組
 - ・環境家計簿、脱炭素行動変容アプリ等でのランキング共有、排出量に応じたロゴマーク提供
 - ・高校生・大学生等による行動変容に向けた未来への提言・アイデアの発信
 - ・企業・大学・研究機関等との連携による未来への提言の実現に向けた取組の推進
- 学生等を巻き込んだ**行動変容の発信**、**府民・事業者の機運醸成による更なる取組拡大へ**

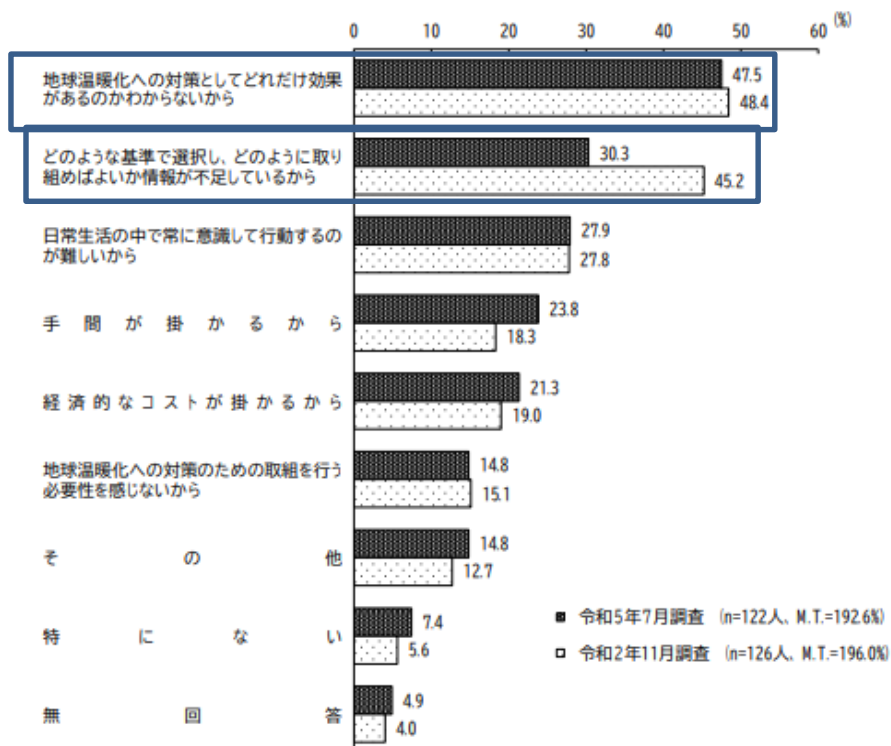
府民（家庭部門）の排出量削減と質の高い暮らしの同時実現

- 脱炭素行動の実践は、我慢を伴うものではなく、住宅の環境性能向上による負担軽減や災害時のエネルギー確保、熱中症対策等に資するものを選択いただくことで、**生活の質の向上を訴求**



- 内閣府が実施した「気候変動に関する世論調査」（R5.7）によると、「「脱炭素社会」の実現に向けCO₂の排出を減らす取組に取り組むたいか」の問いに対して取り組むたいとの回答は約9割と高い数値
- 一方、取り組みたくないと答えた人への「取り組みたくない理由は」との問いに対する回答は、**「行動にどれだけ効果があるのかわからない」が1番高く、「どのような基準で選択し、どのように取り組めばよいか情報が不足している」との回答は2番目に高い**

〔「脱炭素社会」の実現に向け、一人一人が二酸化炭素などの排出を減らす取組について、
「あまり取り組みたくない」、「全く取り組みたくない」と答えた者に、複数回答〕



調査対象 全国18歳以上の日本国籍を有する者 3,000人
有効回収数1,526人（有効回収率50.9%）
（有効回収数の内訳：郵送 1,057人、インターネット 469人）

調査期間 令和5年7月27日～9月3日

調査方法 郵送法（配布：郵送、回収：郵送又はインターネット回答）

- 京都府地球温暖化対策条例及び京都府地球温暖化対策推進計画の見直しには、2040年頃の将来像「ウェルビーイングの向上と環境との共生による安心・安全が実感できる社会」の実現のため、「**家庭部門**」、「**産業・業務部門**」、「**運輸部門**」、「**エネルギー部門**」の4つの部門ごとと、**緩和策・適応策に係る横断的取組**にも、**重点施策を追加**。

○2040年頃の将来像の実現のための主な施策

□：条例事項 ■：計画事項

家庭部門

- 府民によるエネルギー使用量把握の義務化【努力義務】
- 上記努力義務に対する京都府の支援
- 脱炭素行動変容を図る府民運動(仮称)WE DO KYOTO！Plusの推進

産業・業務部門

- 多様な主体が参画し、脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場の創設等を通じた、府内企業の脱炭素経営支援
- カーボンフットプリント（CFP）算定モデルの作成等を通じた、府内企業の競争力向上

運輸部門

- 集合住宅におけるEV充電器設置を促進
- 府有施設をはじめとした公共施設等へ民間活力を活用したEV充電器設置を促進

エネルギー部門

- 企業等へのPPAモデル普及促進
- 府内企業の再エネ電力調達支援
- 卒FIT・非FIT電源を活用した地産地消の推進
- 地域のレジリエンス向上に資する再エネ導入支援
- 次世代型太陽電池の早期普及・普及拡大
- 再エネ導入を促進する中間支援体制の強化

横断的取組

- 市町村との連携強化…府が連携の起点となり、連携の取組の強化や人材育成支援、市町村間のネットワークを広げることで、市町村をはじめとする住民・企業・団体の積極的な取組を後押し
- 中間支援組織の強化…京都府地球温暖化防止活動推進センターを中心とした体制による、コーディネーターの役割や普及啓発活動等を強化

- 産業・業務部門においては、大規模事業者に対しては、京都府事業者排出量削減計画・報告・公表制度（特定事業者制度）により、排出量削減が着実に進んでいる【継続】
 - 概ね各分野での基準年度に対する削減率目標を達成。
（第4計画期間までの目標削減率：産業▲2%、業務▲3%、運輸▲1%）
- 中小規模事業者に対しては、省エネ・再エネ設備等の導入や省エネ診断を支援するとともに、サプライチェーン排出量の削減に資する取組や、地域金融機関と連携した、京都府独自のサステナブルファイナンスのフレームワーク（京都ゼロカーボン・フレームワーク）等を通じて、中小企業の脱炭素経営に取り組んでいる企業もあるが、一部にとどまっており府内の中小企業数と比較すると取組実績は少ない【継続】
 - 京都ゼロカーボン・フレームワーク（令和7年3月末 135件）
組成された92件による第1年度排出量合計は38.4千トン-CO2で、基準年度排出量から5.6千トン-CO2削減（▲12.9%）
- また、中小企業においては、情報不足やコスト負担、人材不足から脱炭素経営に関する取組度が低くなっており、企業により取組状況にバラツキがあることが課題となっている



府内関係者が一丸となって排出量削減を支援するため、
ZET-valleyスタートアップ企業・金融機関 等の多様な主体が参画し、
脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場の創設等を通じて、
府内企業の脱炭素経営を支援

- 国の地球温暖化対策計画においても、ライフサイクル全体での温室効果ガス排出量（カーボンフットプリント）の少ない製品・サービスの開発などの推進が事業者の基本的役割と記載されるなど、取引先企業や消費者等から求められるカーボンフットプリントの算定等を支援することが、府内企業の脱炭素経営の推進や企業競争力の向上に不可欠



CFP算定モデルの作成等による 府内企業の脱炭素経営の推進・競争力向上

- ✓ 府内企業におけるCFP算定支援にあたっては、脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場において、サプライチェーンでのCFP算定モデル事例の創出等を図ることで、府内企業全体での脱炭素経営の推進を促進する。

※ 経産省のサプライチェーン全体でのカーボンニュートラルに向けたカーボンフットプリントの算定・検証等に関する検討会でまとめられた「カーボンフットプリント レポート（2023年3月）」においても、今後の方向性として、「多数の製品を、迅速に、低コストでCFPを算定する方法の確立」、「中小企業もCFPを算定するための仕組みづくりが必要」、「消費者に分かりやすい表示」、「日本の消費者におけるCFPに関する意識の醸成」などを掲げている。

- 府内の中小企業支援やCFPの推進には、サプライチェーンや関係機関との協働が重要
- そのため、府内企業・ZET-valleyスタートアップ企業・金融機関・大学等の**多様な主体が参画し**、脱炭素経営の促進や脱炭素ビジネスの創出など、**脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場の創設等**を通じて、府内企業の**脱炭素経営の推進と地域としての魅力・競争力向上**を図る。

現状認識・課題

- 中小企業の脱炭素経営の取組が不十分 ←①脱炭素経営を支援
- 脱炭素技術が競争力向上へつなげていない ←③社会実装を支援
- サプライチェーン等企業間の効果的な連携が不十分 ←②連携取組を促進
- 脱炭素人材の育成が急務 ←④大学等と連携した人材育成

①府内企業の脱炭素経営を支援

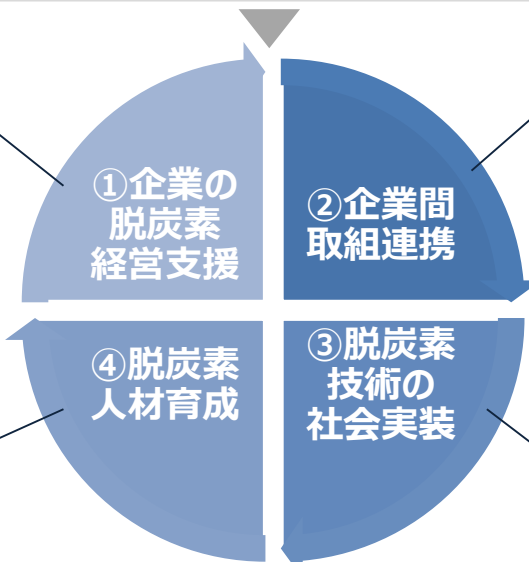
脱炭素を成長の機会と捉えた脱炭素経営、脱炭素ビジネスの展開を支援

- 地域金融機関のネットワークを活用して融資先企業の脱炭素化を促す「地域脱炭素・京都コンソーシアム」におけるSLLの取組拡大・企業の実情に応じた伴走支援
- **府内企業のCFP算定支援**（セミナー・ワークショップ）
- 会員間での先進事例共有

④脱炭素人材の育成を支援

将来の脱炭素で持続可能な社会構築の担い手である次世代人材育成のため、学生・府内企業従業員等への学びを推進

- 大学・研究機関等による教育との連携
- 企業内大学等による人材育成との連携
「ZET-college」におけるゼロカーボンまちづくりの機運醸成に向けた人材育成との連携



②企業間での連携取組を促進

協働して取り組むと効果的な取組について、需要・供給先等のマッチングを支援

- サプライチェーンでの再エネの共同購入
- サプライチェーンでのCFP算定モデル事例の創出
- 省エネ設備・再エネ導入等脱炭素ソリューション提供企業と府内企業・自治体等とのマッチング支援
- 府有林を活用したJ-クレジット等の活用促進
- ビジネス機会創発のための対話・交流の場の設定

③脱炭素技術の社会実装を支援

企業の競争力・地域の魅力向上につながる脱炭素技術の社会実装を支援

- 大学・研究機関・大学等コアリション・「ZET-valley」スタートアップ企業等における脱炭素技術・研究知見・適応ビジネスと導入を検討する府内企業・公共施設等との連携を支援
- 「ZET-valley」における脱炭素意識向上を支援

参画会員企業等のイメージ

- 府内企業
- ZET-valley立地企業
- 脱炭素ソリューション提供企業
- 大学・研究機関
- 府内自治体
- 地域脱炭素・京都コンソーシアム（地域金融機関・行政・産業界）

- 京都府地球温暖化対策条例及び京都府地球温暖化対策推進計画の見直しには、2040年頃の将来像「ウェルビーイングの向上と環境との共生による安心・安全が実感できる社会」の実現のため、「**家庭部門**」、「**産業・業務部門**」、「**運輸部門**」、「**エネルギー部門**」の4つの部門ごとと、**緩和策・適応策に係る横断的取組**にも、**重点施策を追加**。

○2040年頃の将来像の実現のための主な施策

□：条例事項 ■：計画事項

家庭部門

- 府民によるエネルギー使用量把握の義務化【努力義務】
- 上記努力義務に対する京都府の支援
- 脱炭素行動変容を図る府民運動(仮称)WE DO KYOTO！ Plusの推進

産業・業務部門

- 多様な主体が参画し、脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場の創設等を通じた、府内企業の脱炭素経営支援
- カーボンフットプリント（CFP）算定モデルの作成等を通じた、府内企業の競争力向上

運輸部門

- 集合住宅におけるEV充電器設置を促進
- 府有施設をはじめとした公共施設等へ民間活力を活用したEV充電器設置を促進

エネルギー部門

- 企業等へのPPAモデル普及促進
- 府内企業の再エネ電力調達支援
- 卒FIT・非FIT電源を活用した地産地消の推進
- 地域のレジリエンス向上に資する再エネ導入支援
- 次世代型太陽電池の早期普及・普及拡大
- 再エネ導入を促進する中間支援体制の強化

横断的取組

- 市町村との連携強化…府が連携の起点となり、連携の取組の強化や人材育成支援、市町村間のネットワークを広げることで、市町村をはじめとする住民・企業・団体の積極的な取組を後押し
- 中間支援組織の強化…京都府地球温暖化防止活動推進センターを中心とした体制による、コーディネーターの役割や普及啓発活動等を強化

- 運輸部門においては、府民の環境意識の高まりや、市町村における防災や環境イベント等でのEV等の啓発やエコカーマイスター制度等により、**EV等の普及台数は増加傾向**。
→京都府におけるEV等の普及台数：7,999台（R4.3末時点）⇒ 15,199台（R7.3末時点）
- 一方、EV等の本格普及には至っておらず、**本格普及にあたっては、充電インフラの整備促進が必要**。
- 京都府では、充電インフラの率先整備として、府内13か所に設置。この間、民間による整備が進んでいる現状に鑑み、**民間事業者による充電器設置を促進することが重要**。
- なかでも**集合住宅における基礎充電の整備が重要**であることから、**民間事業者のサービスも活用した充電器設置を促進**する。【追加】
- 合わせて、充電インフラ整備のため有効活用できる**府有施設をはじめとした公共施設等へ民間活力を活用した充電器設置を促進**することで、EVユーザの利便性向上を図り、地域での持続可能な充電インフラ社会を構築する。【追加】

【参考】

- 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、**乗用車は2035年度までに、新車販売で電動車100%を実現することとしている**。
- 東京都では本年度（2025年度）から、都内の新築マンションへのEV充電器の一定規模の設置が義務化された。併せて、「現地調査及び提案書作成に係る経費の補助（導入調査経費補助）」、「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用の充電設備の設置への一部経費助成」、「充電器多数設置への電気基本料金を3年間補助」を実施している。

- 京都府内の温室効果ガスの排出量のうち、運輸部門が約 2 割を占めるが、削減状況は順調とは言えない。
→2030年度運輸部門▲39%に対して、2022年度▲14%（目安2022年度▲20.5%）
- 運輸部門の排出量削減にあたっては、自動車等の使用の抑制や物流に係る排出抑制のほか、**EVの導入拡大が重要**。
- EVの本格普及にあたっては、充電インフラの整備促進が必要であり、なかでも**集合住宅における基礎充電の整備**が重要であることから、**民間事業者のサービスも活用した充電器設置を促進**する。
- 合わせて、充電インフラ整備のため有効活用できる府有施設をはじめとした**公共施設等へ民間活力を活用した充電器設置を促進**することで、EVユーザの利便性向上を図り、**地域での持続可能な充電インフラ社会を構築**する。

集合住宅等への設置促進

【施策内容】

- マンションへの充電事業者によるセミナー・相談会
- HP等でのセミナー・相談会情報の提供
- 充電事業者とのマッチング

公共施設等への設置促進

【施策内容】

- 民間充電事業者と連携した府内公共施設等への充電設備の設置促進



地域での持続可能な充電インフラの整備

（参考）「充電インフラ整備促進に向けた指針」（経済産業省）

（E）普通充電（集合住宅等における基礎充電）

- **充電器が整備された集合住宅を増やしていくことが必要。集合住宅のうち、特に既築においては管理組合の合意形成が必要など、通常の設置と比較して検討すべき課題がある。**また、特に都心部でよく見られる、機械式駐車場では、設置可能な機械式駐車場が限定的であることや設置コストが高額になること等の課題がある。
- 管理組合での合意形成が必要な既築の集合住宅における充電器の整備を促すとともに、既築の集合住宅に設置するより低コストでの設置が可能な新築の集合住宅における充電器の整備を促すことが重要。

- 京都府地球温暖化対策条例及び京都府地球温暖化対策推進計画の見直しには、2040年頃の将来像「ウェルビーイングの向上と環境との共生による安心・安全が実感できる社会」の実現のため、「**家庭部門**」、「**産業・業務部門**」、「**運輸部門**」、「**エネルギー部門**」の4つの部門ごとと、**緩和策・適応策に係る横断的取組**にも、**重点施策を追加**。

○2040年頃の将来像の実現のための主な施策

□：条例事項 ■：計画事項

家庭部門

- 府民によるエネルギー使用量把握の義務化【努力義務】
- 上記努力義務に対する京都府の支援
- 脱炭素行動変容を図る府民運動(仮称)WE DO KYOTO！Plusの推進

産業・業務部門

- 多様な主体が参画し、脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場の創設等を通じた、府内企業の脱炭素経営支援
- カーボンフットプリント（CFP）算定モデルの作成等を通じた、府内企業の競争力向上

運輸部門

- 集合住宅におけるEV充電器設置を促進
- 府有施設をはじめとした公共施設等へ民間活力を活用したEV充電器設置を促進

エネルギー部門

- 企業等へのPPAモデル普及促進
- 府内企業の再エネ電力調達支援
- 卒FIT・非FIT電源を活用した地産地消の推進
- 地域のレジリエンス向上に資する再エネ導入支援
- 次世代型太陽電池の早期普及・普及拡大
- 再エネ導入を促進する中間支援体制の強化

横断的取組

- 市町村との連携強化…府が連携の起点となり、連携の取組の強化や人材育成支援、市町村間のネットワークを広げることで、市町村をはじめとする住民・企業・団体の積極的な取組を後押し
- 中間支援組織の強化…京都府地球温暖化防止活動推進センターを中心とした体制による、コーディネーターの役割や普及啓発活動等を強化

- 温室効果ガスの排出抑制を図る上で再生可能エネルギーの導入・利用を促進することは重要であり、**京都府再生可能エネルギー等の導入の促進に関する条例及びその実行計画において取組の方向性を規定**
- 実行計画においては再エネ導入量・使用量の目標を設定しているが、**温室効果ガス排出量の2030年度46%以上の削減に向けて、再エネの加速度的な導入が必要**
- 京都府は、森林が3／4を占め、可住地面積が全国平均より低く、**再エネの導入適地が少ない**
- **建築物の屋根や、これまで設置が進まなかった場所（例：駐車場）への太陽光発電の導入を支援**し自家消費を促すとともに、**再エネの調達を望む企業・府民が調達しやすい仕組みづくり等**に重点的に取り組む。

■再エネ導入状況

＜再エネ導入量＞ 目標：28～33%（2040年度）実績：11.3%（2023年度）

＜再エネ使用量＞ 目標：40～50%（2040年度）実績：20.7%（ " ）

■施策の基本方針と重点施策案

施策の基本方針	主な考え方・取組
再エネの導入加速	太陽光の一層の導入加速の他に、地域資源を活用した再エネとともに、地域の活性化やレジリエンス、暮らしの安心・安全に寄与する再エネを推進 ＜重点施策＞ 企業等へのPPAモデル普及促進
再エネの需要創出	企業での再エネ調達を拡大し、安定的に再エネが導入できる仕組みとともに、再エネニーズや需要を創出する環境を整備 ＜重点施策＞ 府内企業の再エネ電力調達支援、卒FIT・非FIT電源を活用した地産地消の推進
地域共生型の再エネの普及促進	環境保全や地域住民の理解のもと、安心・安全で長期安定的な再エネを普及 ＜重点施策＞ 地域のレジリエンス向上に資する再エネ導入支援
産業やイノベーション、地域の振興	再エネの普及拡大を支える企業や技術、地域の振興とともに、新しいビジネスや産業等の拠点創出 ＜重点施策＞ 次世代型太陽電池の早期普及・普及拡大
理解促進、担い手育成	府民や企業等の再エネ理解促進とともに、若者への環境教育や府内中小企業等の担い手育成 ＜重点施策＞ 再エネ導入を促進する中間支援体制の強化

- 京都府地球温暖化対策条例及び京都府地球温暖化対策推進計画の見直しには、2040年頃の将来像「ウェルビーイングの向上と環境との共生による安心・安全が実感できる社会」の実現のため、「**家庭部門**」、「**産業・業務部門**」、「**運輸部門**」、「**エネルギー部門**」の4つの部門ごとと、**緩和策・適応策に係る横断的取組**にも、**重点施策を追加**。

○2040年頃の将来像の実現のための主な施策

□：条例事項 ■：計画事項

家庭部門

- 府民によるエネルギー使用量把握の義務化【努力義務】
- 上記努力義務に対する京都府の支援
- 脱炭素行動変容を図る府民運動(仮称)WE DO KYOTO！Plusの推進

産業・業務部門

- 多様な主体が参画し、脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場の創設等を通じた、府内企業の脱炭素経営支援
- カーボンフットプリント（CFP）算定モデルの作成等を通じた、府内企業の競争力向上

運輸部門

- 集合住宅におけるEV充電器設置を促進
- 府有施設をはじめとした公共施設等へ民間活力を活用したEV充電器設置を促進

エネルギー部門

- 企業等へのPPAモデル普及促進
- 府内企業の再エネ電力調達支援
- 卒FIT・非FIT電源を活用した地産地消の推進
- 地域のレジリエンス向上に資する再エネ導入支援
- 次世代型太陽電池の早期普及・普及拡大
- 再エネ導入を促進する中間支援体制の強化

横断的取組

- 市町村との連携強化…府が連携の起点となり、連携の取組の強化や人材育成支援、市町村間のネットワークを広げることで、市町村をはじめとする住民・企業・団体の積極的な取組を後押し
- 中間支援組織の強化…京都府地球温暖化防止活動推進センターを中心とした体制による、コーディネーターの役割や普及啓発活動等を強化

- 現行の京都府地球温暖化対策推進計画については、大きく緩和策と適応策の2つを記載しているが、うち緩和策において、緩和策の各分野に共通する事項として「横断的取組」を記載しているところ。緩和策と適応策も共通事項が多く、一体的な取組もあることから、**今回の見直しで「横断的取組」を緩和策と適応策に掛かるよう構成を変更**する。

さらに、これまでの取組も含め脱炭素の取組の強化に向けては

- ✓ これまでの府の取組では部分的になることも多いことから、府域全域に脱炭素の取組を拡大していくためには、市町村との連携は必須。
→現行の計画でも、市町村との連携について記載はあるが、部分的。
- ✓ また、これまでの議論の中でも、取組を推進できる母体・担い手などプラットフォームづくりについてご意見いただいたことから、中間支援組織や連携体制を強化することで、脱炭素の取組の推進を図っていく。



以上から

- 府が連携の起点となり、**連携の取組の強化や人材育成支援、市町村間のネットワークを広げる**ことで、**市町村をはじめとする住民・企業・団体の積極的な取組を後押し**する
- 中間支援組織である京都府地球温暖化防止活動推進センターを中心とした体制による、コーディネーターの役割や普及啓発活動等を強化
を横断的取組の重点的な施策として追加したい。

- 地域脱炭素に向け、地域の実情に精通し、地域特有の資源等を有する基礎自治体である市町村との連携は必須。
- 府内19市町が2050年までにCO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明（2025年3月末時点）しているところ。
- さらにオール京都として脱炭素化を加速するため、市町村との強固な関係を築く必要がある。

主な市町村との連携状況

- 市町村と連携した個人向け戸建住宅への太陽光発電設備及び蓄電池の同時導入支援（2023年度導入支援件数546件）
- 建築物の省エネやZEB化を検討している自治体・民間企業向け、京都府ZEBアドバイザー派遣事業
- 京都再エネポータルサイトにおける市町村の補助金・規制情報の発信
- 市町村・有識者とともに熱中症対策会議を立ち上げて対策指針を策定
- 熱中症予防対策に向けた啓発等の実施
- 市町村長が指定するクーリングシェルターへの府施設の協力、指定状況の府HPでの発信
- 「災害時等における電気自動車及び給電装置に関する協力協定」に基づき、市町村の環境・防災イベント時に啓発用車両として、FCV・EV等を派遣

- 市町村との連携強化に向けた意見交換を目的に、市町村と意見交換会等を実施

主な市町村からの要望（一部）

- 連携事業や情報共有できるプラットフォームの構築
（太陽光発電設備・蓄電池の導入補助金、市町村職員が一同に会する会議や意見交換会 など）
- 市町村が活用できる支援メニューの継続・拡充
（非化石証書の共同購入、専門家派遣、計画策定等支援など）
- 市町村向け相談窓口の開設
- 京都府地球温暖化防止活動推進センターが市町村を支援できるような、バックアップ体制の充実

今後の方向性

- オール京都で地域の特性に応じた脱炭素化に向けた取組を推進
- 各自治体の実情に応じた支援を実施し、京都全体で脱炭素化をけん引
- 府が連携の起点となり、連携の取組の強化や人材育成支援、市町村間のネットワークを広げることで、市町村をはじめとする住民・企業・団体の積極的な取組を後押しする
- クーリングシエルの整備など、緩和策だけでなく適応策も一体的に市町村と連携しオール京都で展開

- 京都府では、地域温暖化対策を中間支援組織（中核的支援組織）として、地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第1項の規定により京都府地球温暖化防止活動推進センターを指定するとともに、センターが、事業者、府民及び環境保全活動団体の積極的な取組を促進する役割を果たすことができるよう、府が支援に努めることとなっている。（温対条例第56条）
- 府民を巻き込んだ取組を拡大していくためにも、より一層、**中間支援組織との連携を強化**していくとともに、**中間支援組織の取組強化**していく必要がある。

主な連携状況

- 地球温暖化防止活動推進員
- 夏休みCO₂ゼロチャレンジ！
- 京都再エネコンシェルジュ
- 京都再エネポータル
- 京都府インターネット版環境家計簿
- 省エネ・節電相談
- ZEH補助金（京都府住宅脱炭素化促進事業補助金）



今後の方向性

- 中間支援組織（京都府地球温暖化防止活動推進センター）による**コーディネーターの役割や普及啓発活動等を強化**
- **中間支援組織と多様な主体との更なる連携**の推進
- 以上の取組のための**府の支援の強化**

3 これまでのまとめ

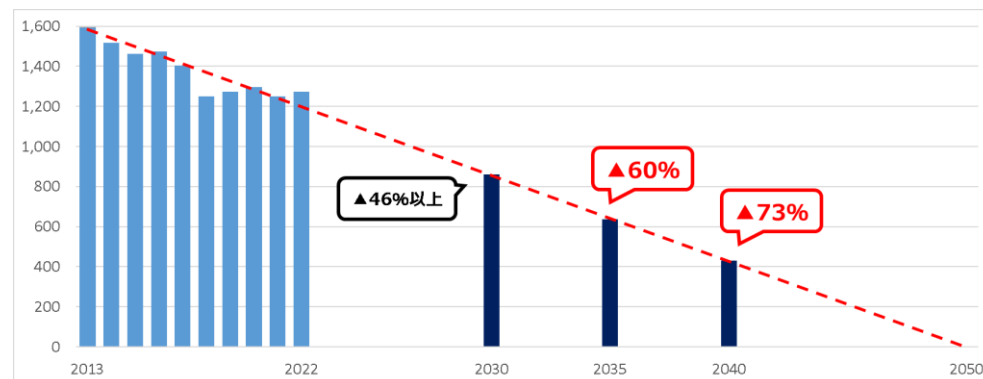
条例及び計画の見直しに向けた検討

- ✓ 論点 1 : 温対条例・計画の見直しについて ～取組の検討～
- ✓ **論点 2 : 温対条例・再エネ条例の見直しについて（案）**
- ✓ 論点 3 : 温対計画の見直しについて（案）
- ✓ 論点 4 : 再エネプランの見直しについて（案）

【削減目標】（2013年度比）

現行の京都府地球温暖化対策推進計画に合わせ、**2030年度46%以上**にするとともに、新たに**2035年度、2040年度の目標数値を定める**

	現行	改正案
2030年度	40%以上	<u>46%以上</u>
2035年度	—	<u>60%</u>
2040年度	—	<u>73%</u>



【追加項目】

府民の意識醸成には、環境問題を自分事として捉えていただく取組や具体的な行動をはじめめるきっかけとなる取組が必要なところ、これまでの施策や取組に加えて、ほとんどの府民が利用する電気やガスなどのエネルギー使用量の把握が効果的。

- これまでの取組に加えて、**より多くの府民に脱炭素に関心を持っていただくきっかけとなるエネルギー使用量の把握に係る努力義務を新たに規定**するとともに
- 合わせて、上記把握に資する、**府による啓発、情報の提供及びその他の施策の推進について規定**

→関心を持つことによって、脱炭素意識の向上や行動変容を促し、そうした一人ひとりの意識の向上等が多くの府民に波及し大きなうねりとなることで、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた社会の変革・機運醸成に繋げていく

再エネ条例の見直し（案）

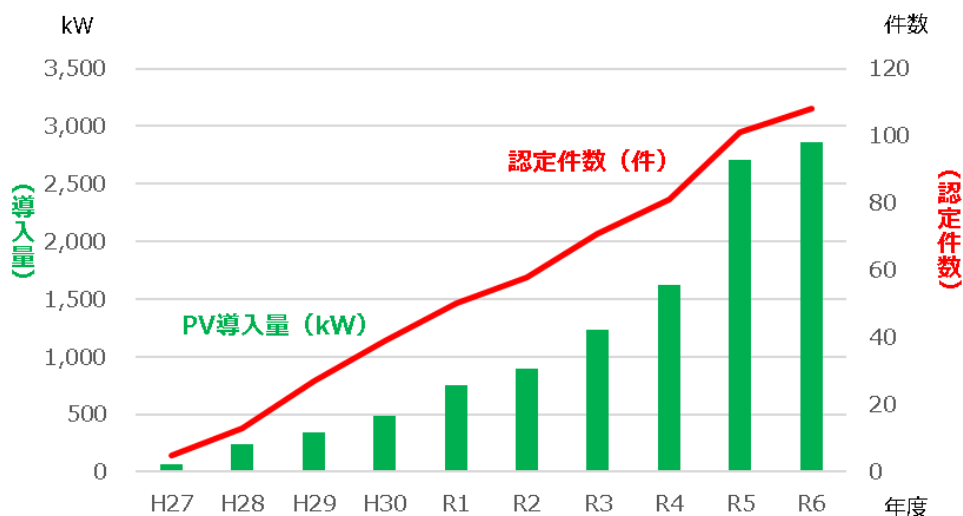
- 再エネの導入適地が少ない京都府においては、建物の屋根等への**太陽光発電の加速的な導入が必要**であり、**建物規模に応じて網羅的に補助制度を実施**
- 中小企業に対しては、再エネ条例において、**中小企業やNPO団体の「再エネ導入等計画」を認定し、税優遇等の支援を行う制度**である「自立型地域活用型再エネ導入等の計画の認定」を第19条以降で規定
- 相対的に中小企業等の電気代が高いことや、地域でのレジリエンス強化への対応が必要な中、**再エネ調達を望む中小企業等の再エネ導入が実現できる仕組みづくりが継続的に重要**
- **自家消費型の再エネ設備は今後も再エネ導入の伸びが期待できる分野であり、支援制度の時限を延長する。**

■ 府補助制度

延床面積		補助制度
300㎡以上		条例上乗せ補助金
300㎡未満		
事業所		自立的地域活用型再エネ導入等計画認定制度
家庭		家庭向け太陽光発電・蓄電設備補助金

■ 施行状況

認定件数・導入量 (2,860kW (108件))



- 中小事業者等による府内での自立型再エネの導入促進を目指し、**設備導入に関する計画認定制度を実施するとともに、計画認定を受けた設備導入に対する支援を実施**

■ 制度概要

対象者	中小事業者（資本金の額 1 億円以下）、社会福祉法人、学校法人、個人事業者等
対象事業	再エネ設備と効率的利用設備（蓄電池・EMS）を新設・増設し、自家消費を目的として発電を行う必要 ※自家消費を目的とするため、固定価格買取制度等による全量売電は対象外 ※災害等の非常時に、導入する再エネ設備等で発電された電気を、その設置場所において一般の利用に供することができる構造であること。
対象設備	・再エネ設備（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電） ・効率的利用設備（蓄電池、エネルギー・マネジメント・システム（EMS））
支援制度	計画認定に基づく設備導入に際して、以下のいずれかの優遇を選択可能
税減免	計画認定に基づく設備導入に関する法人事業税・個人事業税の減免 設備取得価格の 1 / 3（上限1,000万円）
補助金	計画認定に基づく設備導入に関する補助金の交付 ・効率的利用設備 2 種同時の場合 補助対象経費の 1 / 2（上限400万円） ・効率的利用設備 1 種の場合 補助対象経費の 1 / 3（上限400万円）

■ 施行状況 ※R6.11時点（予定含む）

- ・計画認定：108件 税減免：24,362千円 補助金：234,052千円 導入量：2,860kW
- ・**条例上、令和 8 年 3 月 31 日限りで効力を失う（＝規定自体が失効）**

3 これまでのまとめ

条例及び計画の見直しに向けた検討

- ✓ 論点 1 : 温対条例・計画の見直しについて ～取組の検討～
- ✓ 論点 2 : 温対条例・再エネ条例の見直しについて (案)
- ✓ **論点 3 : 温対計画の見直しについて (案)**
- ✓ 論点 4 : 再エネプランの見直しについて (案)

地球温暖化対策推進計画見直し 概要（案）

50

- 計画の期間 : **2026年度から2040年度**
- 計画の位置付け : 地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく法定計画

京都府の将来像

2050年頃 京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会
将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出
「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す

2040年頃 ウェルビーイングの向上と
環境との共生による安心・安全が実感できる社会

施策の基本的考え方

- ・ 環境・経済・社会の好循環の創出による質の高い暮らしの実現
- ・ 府民の幸福と安心・安全を図る緩和策及び適応策を両輪として推進
- ・ 徹底した省エネ・再エネの最大限の導入・利用を推進
- ・ GX投資等を通じた脱炭素ビジネスや脱炭素技術の普及を推進
- ・ 全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化

緩和策

目標（2013年度比）

- ➡ 温室効果ガス排出量を2030年度に46%以上、
2035年度に60%削減、2040年度に73%削減を目指す

加速すべき取組の方向性 ➡ 関係する分野の取組に反映

- 脱炭素型ライフスタイルへの転換
- 交通・物流の脱炭素化の推進
- フロン対策の推進
- 温室効果ガス吸収源の対策
- 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進
- 脱炭素経営の促進
- 再エネの最大限の導入・需要創出
- 資源循環の促進
- 新たな環境産業の育成・支援

対象分野 ➡ 対象分野ごとに実施すべき取組

- 事業活動（産業・業務）
- 家庭（電気機器・住宅含む）
- 再生可能エネルギー
- 廃棄物、環境物品等
- 交通・物流（運輸）
- 建築物（住宅以外の建築物、緑化含む）
- 代替フロン
- 温室効果ガス吸収源

適応策

目標 ➡ 長期的視点に立ち、府民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、気候変動影響を受ける各分野での対策の充実によるレジリエンス向上や、イノベーション創出の仕組み構築等、京都の地域特性に応じた気候変動適応策を推進

適応策に関する基本的事項

推進方針

1. 時間的・空間的広がりを考慮、幅広い主体への影響を想定、生活・事業の質を維持・向上
2. 適応策により、「京都らしさ」を持続・発信
3. これまで京都が培ってきた知恵を発信

適応策の方向性（進め方）

- 府民、事業者等の適応策に対する意識の醸成
- 気候変動に関する情報収集
- 効果的なアプローチで適応策を推進
- 適応ビジネスの推進
- 行政自らの事業活動への適応策を推進

+ 適応策を推進体制の充実・強化・・・「**京都気候変動適応センター**」

+ 熱中症対策の強化（**京都府熱中症対策方針**）

基本的視点

- ① 長期的に考える
- ② 幅広く対象を想定
- ③ 同時解決策を図る
- ④ ビジネスにつなげる
- ⑤ 京都ならではの対策

<対象分野>

- ① 農林水産業
- ② 水環境・水資源
- ③ 自然生態系
- ④ 自然災害
- ⑤ 健康
- ⑥ 産業・経済活動
- ⑦ 府民生活 など

横断的取組

市町村との連携強化
中間支援組織の強化

その他個別取組

大学、ZET-valleyのスタートアップ企業、研究機関等と連携した脱炭素のイノベーションの創造・社会実装／
脱炭素に資する社会インフラの構築／脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進／地域社会における学びと啓発

計画の進行管理

- 庁内各課、関係機関と連携し、本計画、取組を推進
- 京都府地球温暖化対策推進本部において進捗状況を毎年把握・評価。その結果を環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行を管理
- 概ね5年後に見直し

3 これまでのまとめ

条例及び計画の見直しに向けた検討

- ✓ 論点 1 : 温対条例・計画の見直しについて ～取組の検討～
- ✓ 論点 2 : 温対条例・再エネ条例の見直しについて (案)
- ✓ 論点 3 : 温対計画の見直しについて (案)
- ✓ **論点 4 : 再エネプランの見直しについて (案)**

- 令和8年度からの次期再エネプラン策定を目指し、1月から「再エネプラン委員会」で議論を開始
- 現行プランの基本的な施策を踏襲しつつ、2040年度の目標に向かって、具体的な施策において「京都市らしい」取組等を規定していく

1 位置付け

目指す将来像とその実現に向けた施策の方向性を示し、施策実施等に必要な事項を定める計画

2 期間

令和22（2040）年度を見据えた令和8（2026）年度からの計画

※2030、2035年度ごとの進捗を管理できるよう、5年に1回、プラン・施策を不断に見直し

3 京都府を取り巻く状況

- ＜国外＞ 異常気象やエネルギー危機、世界的なカーボンニュートラルの推進 等
- ＜国内＞ 再エネ主力電源化に向けた官民一体となった取組、制度面・技術面での課題 等
- ＜府内＞ 導入適地が限定的も、府民・事業者等での着実な再エネ導入・利用の拡大 等

4 基本的な考え方・将来像

- ・2050年の脱炭素で持続可能な社会を見据え、社会情勢の変化に対応しつつ、**2040年頃までに京都ならではの「豊かさ」を強みに環境価値だけではない新たな付加価値により、環境・経済・社会の好循環に恵まれた京都を実現**
- ・その実現に向けて、京都ならではの「豊かな自然や多彩な文化を生み出す力」「京都のまちづくりや産業を支える力」を活かし、再エネの導入・利用等の価値観や仕組みが浸透する政策を展開

5 目標数値

目標指標	2030年度 (目標値)	2040年度 (目標値案)
府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合	25%以上	28～33%
府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合	36～38%	40～50%

6 目標達成に向けた施策の基本方針

- ・再エネの導入加速（供給） ・再エネの需要創出 ・地域共生型の再エネの普及促進
- ・産業やイノベーション、地域の振興 ・再エネの理解促進、担い手育成

- 2040年の将来像および目標数値達成に向けて必要な施策について、次の視点を軸に施策の基本方針を構成
 - ✓「継続して大切にする視点」
 - ✓「京都らしい視点」
 - ✓「新しい視点」

■ 施策の基本方針

施策の基本方針	主な考え方
＜供給側＞ 再エネの導入加速	太陽光の一層の導入加速の他に、地域資源を活用した再エネとともに、地域の活性化やレジリエンス、暮らしの安心・安全に寄与する再エネを推進 ＜重点施策＞ 企業等へのPPAモデル普及促進
＜需要側＞ 再エネの需要創出	企業での再エネ調達を拡大し、安定的に再エネが導入できる仕組みとともに、再エネニーズや需要を創出する環境を整備 ＜重点施策＞ 府内企業の再エネ電力調達支援 卒FIT・非FIT電源を活用した地産地消の推進
＜地域共生＞ 地域共生型の再エネの普及促進	環境保全や地域住民の理解のもと、安心・安全で長期安定的な再エネを普及 ＜重点施策＞ 地域のレジリエンス向上に資する再エネ導入支援
＜京都らしさ＞ 産業やイノベーション、地域の振興	再エネの普及拡大を支える企業や技術、地域の振興とともに、新しいビジネスや産業等の拠点創出 ＜重点施策＞ 次世代型太陽電池の早期普及・普及拡大
＜コミュニケーション・育成＞ 理解促進、担い手育成	府民や企業等の再エネ理解促進とともに、若者への環境教育や府内中小企業等の担い手育成 ＜重点施策＞ 再エネ導入を促進する中間支援体制の強化

参考 ～京都府環境基本計画の見直しについて～

第1章 計画策定の趣旨

■計画策定の背景

SDGs、パリ協定、IPCC第6次報告書、第六次環境基本計画、ウェルビーイング等

■計画の位置づけ

- ・目指す将来像とその実現に向けた施策の方向性を示す
- ・環境保全及び創造に関する総合的・長期的施策大綱
- ・府総合計画の環境分野の個別計画
- ・環境教育等促進法に基づく都道府県行動計画

■計画期間 概ね2040年目途

第2章 京都府を取り巻く現状の認識

■環境政策を取り巻く社会情勢の変化

- ・人口減少・少子高齢化社会の本格化
- ・情報通信技術の急速な進展
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・ロシアによるウクライナ侵攻等に起因するエネルギー価格の上昇等

■京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」

- ・京都の歴史を繋いできた強靱さとチャレンジ精神
- ・豊かな自然環境とそれに息づく多彩な伝統・文化
- ・京都のまちづくりを支える力

■京都府の環境の現状と課題

- ・持続可能な社会の礎となる地球温暖化対策の推進
着実な取組の一方で温暖化は進行
緩和策の推進に加え、適応策の強化が急務
(パリ協定、IPCC第6次報告書、COP28
気候変動適応法、気候変動適応計画)
- ・再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組
再エネの導入や利用拡大を促す取組が必要
(第6次エネルギー基本計画、水素基本戦略)
- ・自然に親しみ自然とともに生きる地域づくり
希少種保全と外来生物防除等生物多様性の保全
(生物多様性国家戦略2023-2030)
- ・限りある資源を大切にする循環型社会づくり
廃棄物3Rに加え、海洋漂着物、食品ロス等取組推進
(G20大阪ブルー・オーシャン・ビジョン
第五次循環型社会形成推進基本計画
プラスチック資源循環戦略)
- ・府民生活の安心安全を守る環境管理の推進
大気や水質等環境基準の達成、継続

第3章 京都府の将来像（2050年頃）

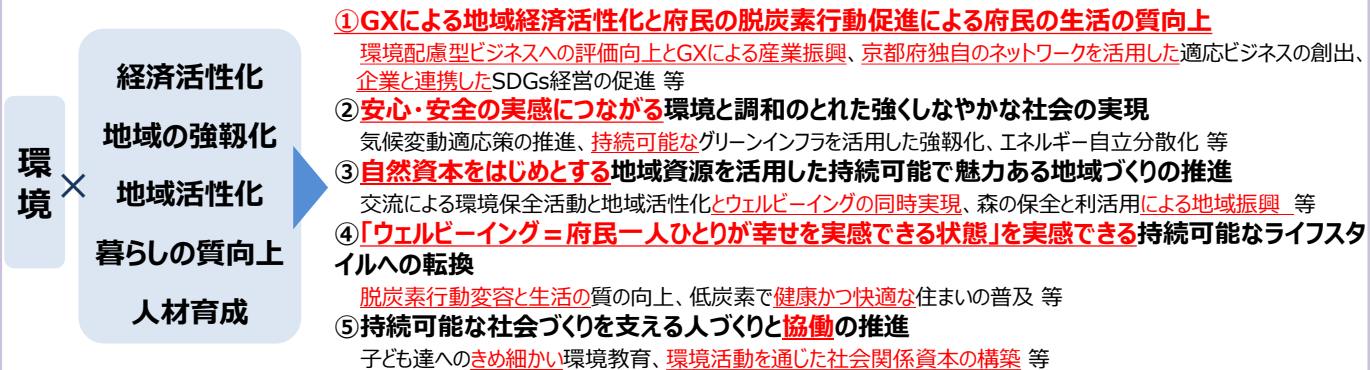
京都の「豊かさ」をはぐむ脱炭素で持続可能な社会
～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

第4章 計画の基本となる考え方

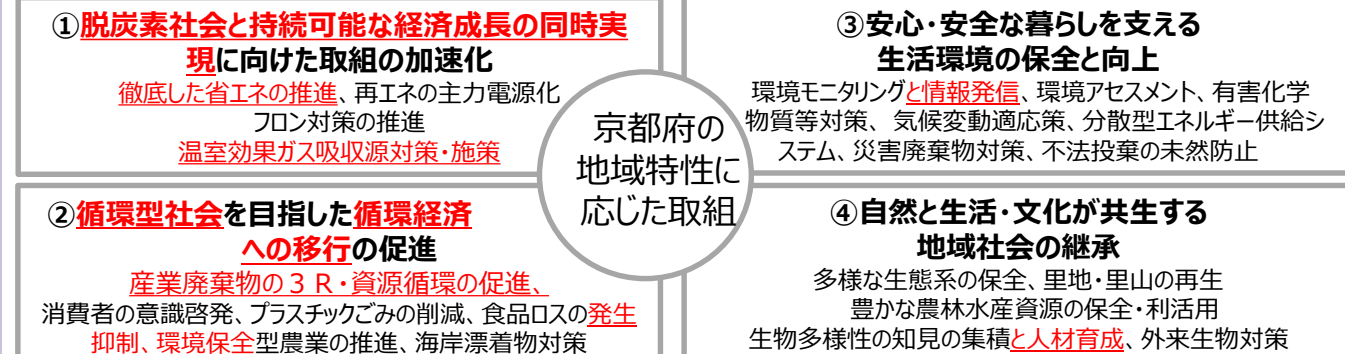
■「ウェルビーイング＝府民一人ひとりが幸せを実感できる状態」をはぐむ

- 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の活用による環境・経済・社会の好循環の創出
3つの柱 ①環境価値の創出 ②京都ならではの豊かさ ③協働

第5章 分野横断的施策の展開方向（2040年目途）



第6章 環境課題の分野ごとの重点取組の推進（2040年目途）

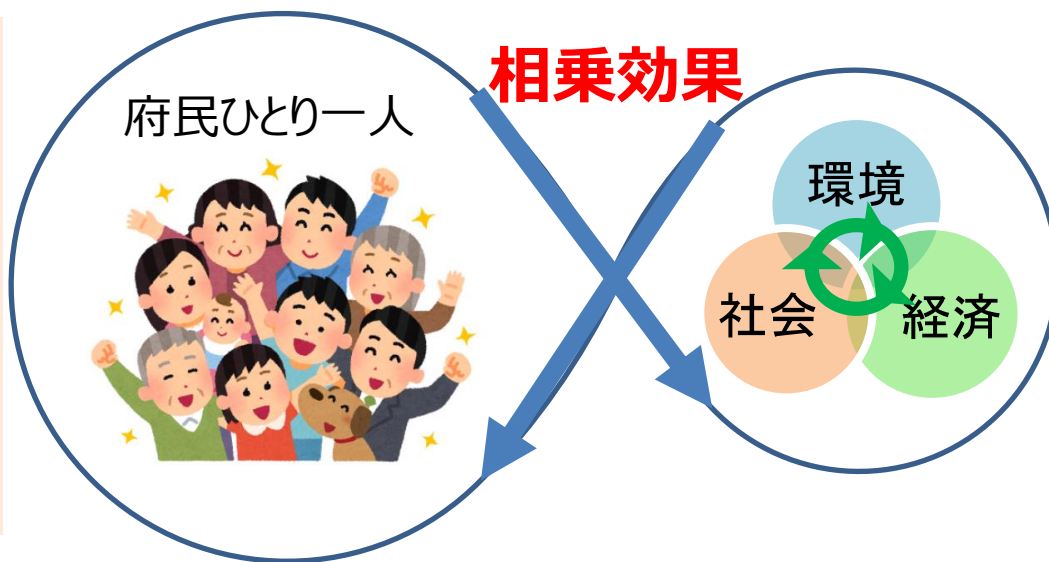


第7章 計画の推進

- ・本計画に記載した施策展開の方向に基づき機動的に個別条例や個別計画を策定・改定
- ・京都府環境審議会における検証等徹底したPDCAサイクルにより進行管理を実施。概ね5年後に見直し。

将来像実現に向けた施策展開の基本となる考え方

環境・経済・社会の三側面を統合的に向上させることで、「ウェルビーイング＝府民一人ひとりが幸せを実感できる状態」をはぐくみ、またそれにより環境・経済・社会の好循環をはかっていく



上記基本となる考え方の根幹をなす3つの柱

柱① 環境価値の創出

スタートアップなど将来性ある企業の集積による長期的な経済成長や先進技術の発展による安心・安全で快適な暮らしの実現

柱② 京都ならではの豊かさ

京都ならではの豊かさ（自然資本、人的資本、歴史・伝統・文化）の保全と活用

柱③ 協働

府民や事業者と府外の関係者（関係人口）を含めた一人一人が個性を活かし、連携し、自ら行動していく地域社会の実現

柱① 環境価値の創出

～スタートアップなど将来性
ある企業の集積による長期
的な経済成長（京都版
GX）や先進技術の発展によ
る安心・安全で快適な暮らし
の実現～

- ・ 脱炭素行動の定着を通じた幸福・快適・安心・安全な暮らしの実現により、「ウェルビーイング＝府民一人ひとりが幸せを実感できる状態」につながる社会の実現
- ・ ZET-valleyなど、脱炭素技術の集積地化に伴う地域での産業振興
- ・ DX技術を活用した脱炭素行動への転換支援やナッジ理論の活用による苦にならない行動変容の推進 など

柱② 京都ならではの豊かさ

～京都ならではの豊かさ（自
然資本、人的資本、歴史・伝
統・文化）の保全と活用～

- ・ 歴史と文化を重んじ優れた技術を有する府内事業者などの民間活力の利用促進
- ・ 京都の多様な自然資本の保全だけでなく活用することによる、地域振興やネイチャーポジティブの促進
- ・ 京都の強みである大学生など多様な人財の活力を活かした取組の推進 など

柱③ 協働

～府民や事業者と府外の関
係者一人ひとりの個性を活か
し連携し自ら行動していく地
域社会の実現～

- ・ 環境意識の個人差や地域差を想定した、幸福感や快適性の向上に繋がるきめ細かい支援策の実施
- ・ 府民、事業者、NPO法人などに「学生のまち」である京都の強みである大学生などの若手、府外の関係者（旅行者や出身者等）など多様な人材を包摂的に巻き込むNEWオール京都体制による行動展開
- ・ 府外の関係者へのウェルビーイング訴求による環境に関わる交流人口の増加や担い手確保 など